



目次

- パート1
 - 社会保障・税の一体改 革と医療計画見直し
- パート2
 - 医療計画見直しと在宅 医療
- パート3
 - 2012年診療報酬改定と 在宅医療
- パート4
 - 2012年介護報酬改定と 地域包括ケア

- パート5
 - 在宅末期ケア
- パート6
 - P4Pとは
- パート7
 - 日本版P4P
- パート8
 - 介護サービスの質評価 と介護P4P
 - 介護施設評価、通所ケア 評価

パート1 社会保障・税の一体改革



~2025年へ向けて、医療・介護のグランドデザインの 『正念場』が始まる~

社会保障・税一体改革(8月10日)

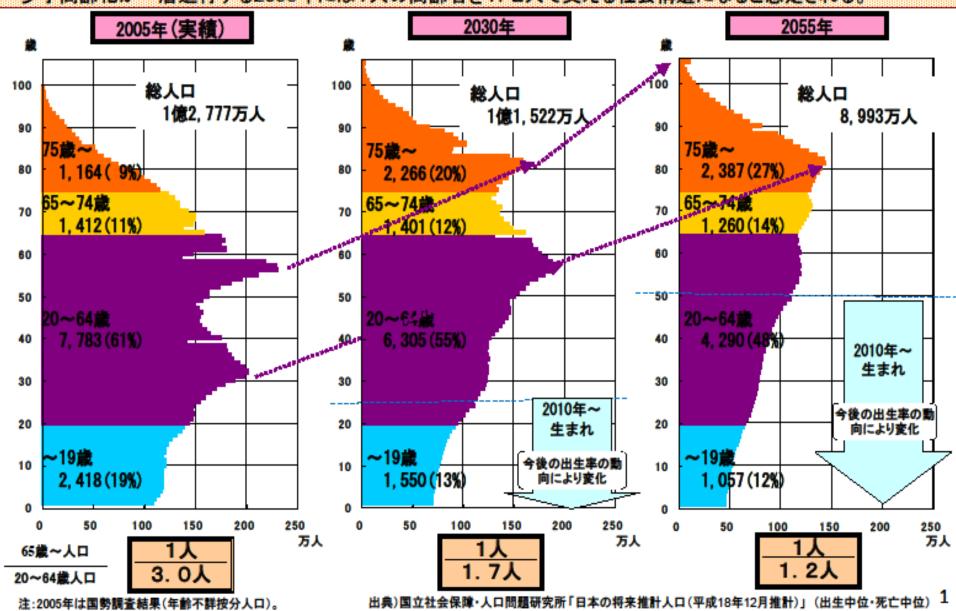
- 8月10日に社会保障と税の一体改革関連法案が参院本会議で賛成多数で可決さた。
- 現在5%の消費税率を14年に8%、15年に10%に引き上げることなどを盛り込んだ。
- その背景は・・・ 団塊世代の高齢化と、激増 する社会保障給付費問題



2012年8月10日、参議院を通過

人口ピラミッドの変化(2005, 2030, 2055)- 平成18年中位推計 -

○ 我が国の人口構造の変化を見ると、現在1人の高齢者を3人で支えている社会構造になっており、 少子高齢化が一層進行する2055年には1人の高齢者を1.2人で支える社会構造になると想定される。

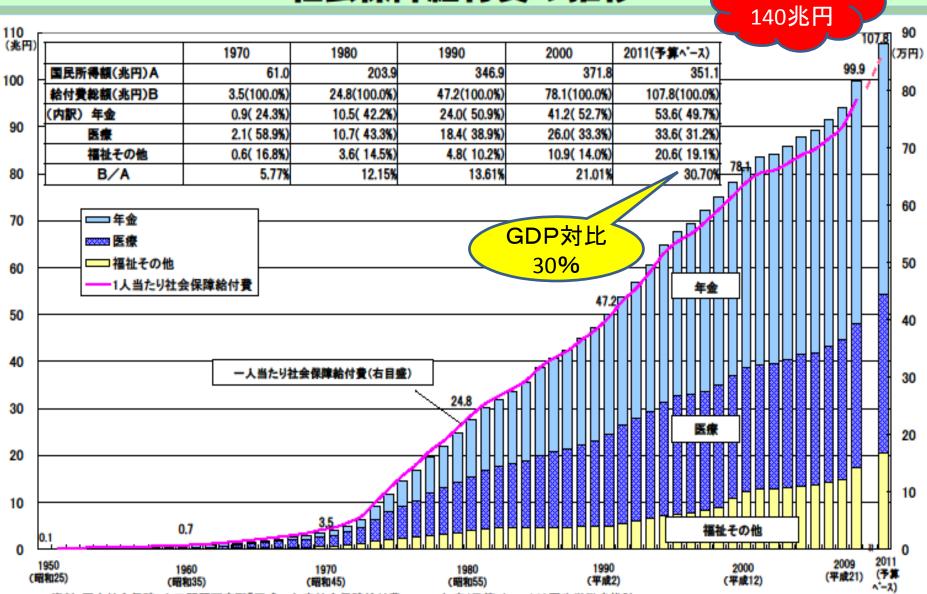


団塊の世代の少年時代は「3丁目の夕日」

ALWAYS HUSBER THREE TO PERSON

社会保障給付費の推移

2025年

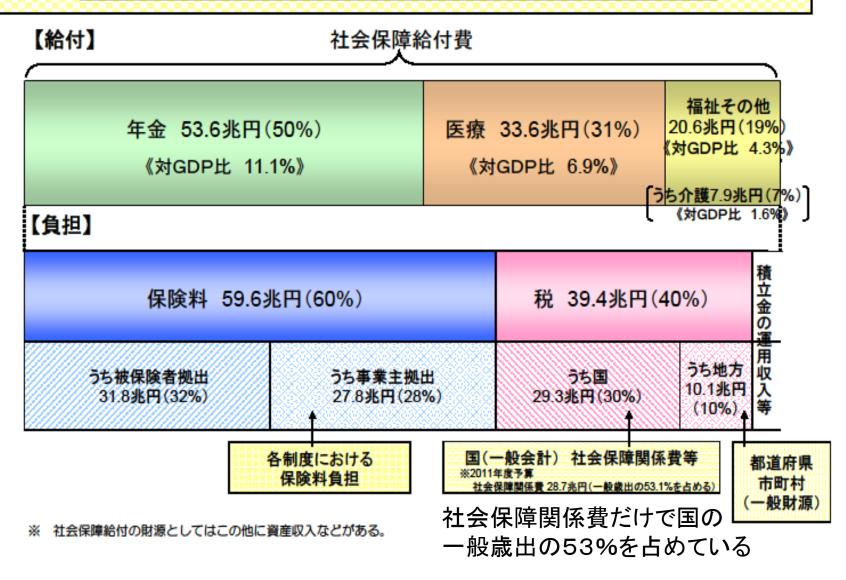


資料:国立社会保障・人口問題研究所「平成21年度社会保障給付費」、2011年度(予算ベース)は厚生労働省推計、 2011年度の国民所得額は平成23年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(平成23年1月24日開議決定)

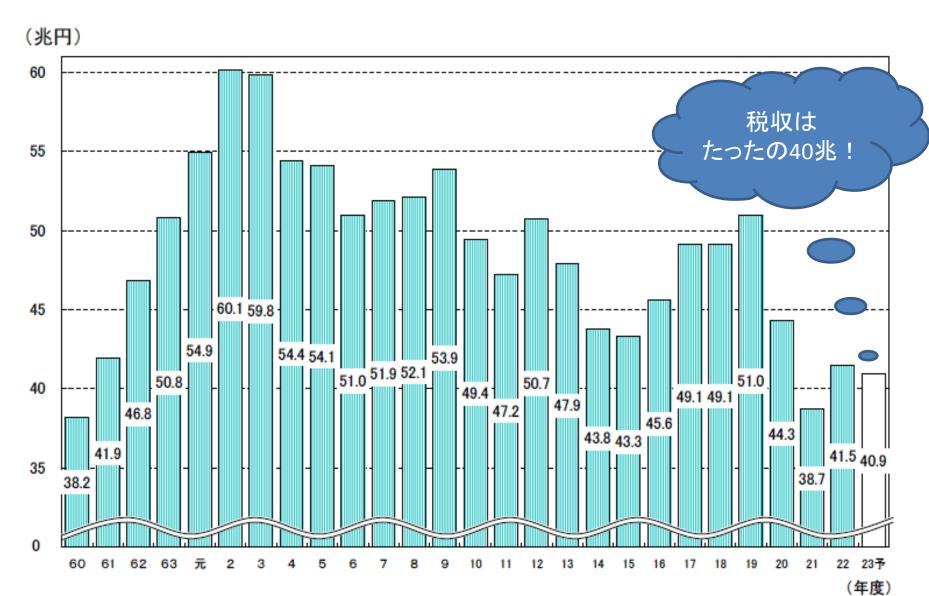
(注)図中の数値は、1950,1960,1970,1980,1990,2000及び2008並びに2011年度(予算ベース)の社会保障給付費(兆円)である。

社会保障の給付と負担の現状(2011年度予算ベース)

<u>社会保障給付費(※) 2011年度(予算ベース) 107.8兆円 (対GDP比 22.3%)</u>

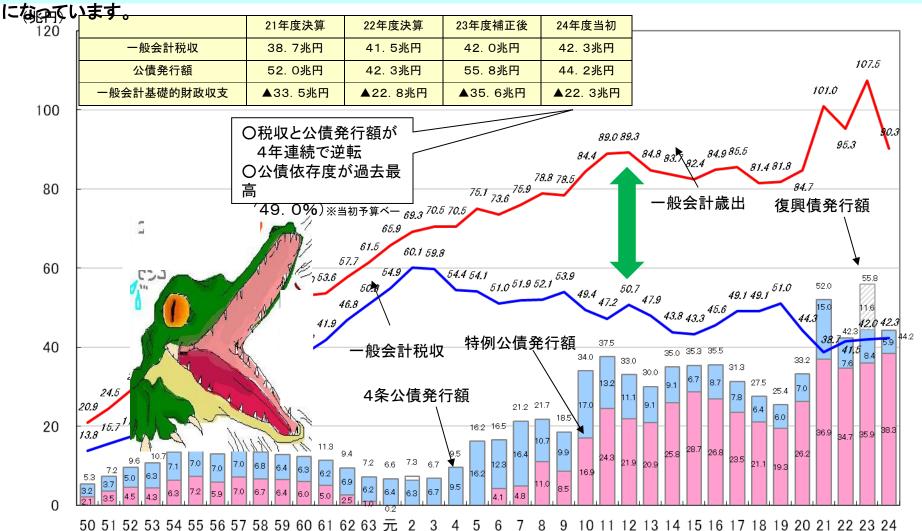


一般会計税収の推移



一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推り財政健全化の必要性②

社会保障関係費の増加等により、歳出は増加傾向にあり、90兆円を超える規模となっています。一方、税収については、景気の低迷等を背景に、ピークの平成2年度の2/3程度の40兆円にまで落ち込んでおり、公債発行額を下回るようになっています。この結果、歳出と税収の乖離は大きくなっており、グラフの形がまるで「ワニの口」のよう



⁽注1)平成22年度までは決算、23年度は4次補正後予算、24年度は政府案による。

(年度)

⁽注2)平成2年度は、湾岸地域における平和回復活動を支援するための財源を調達するための臨時特別公債を約1.0兆円発行。

⁽注3)平成23年度は、東日本大震災からの復興のために平成23年度~平成27年度まで実施する施策に必要な財源について、復興特別税の収入等を活用して確保することとし、

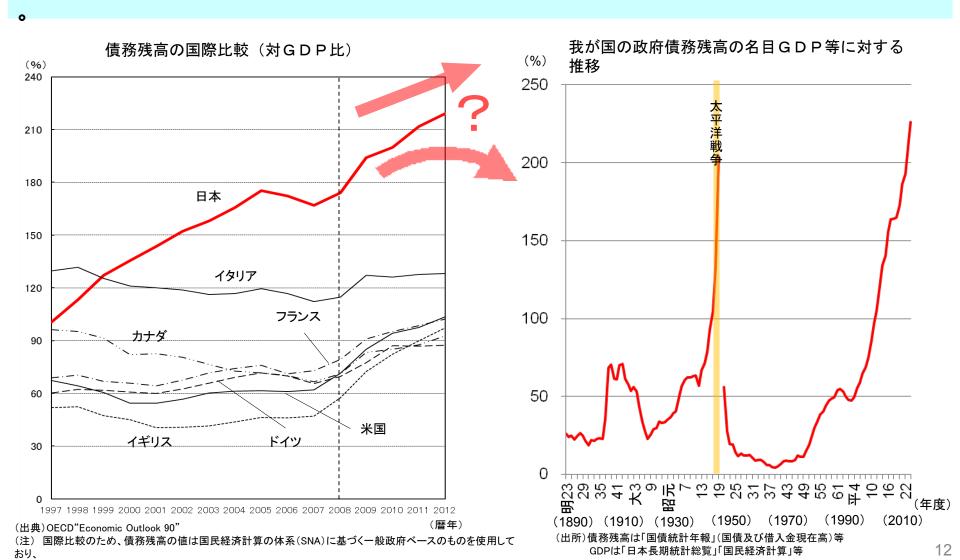
政府債務残高の現状

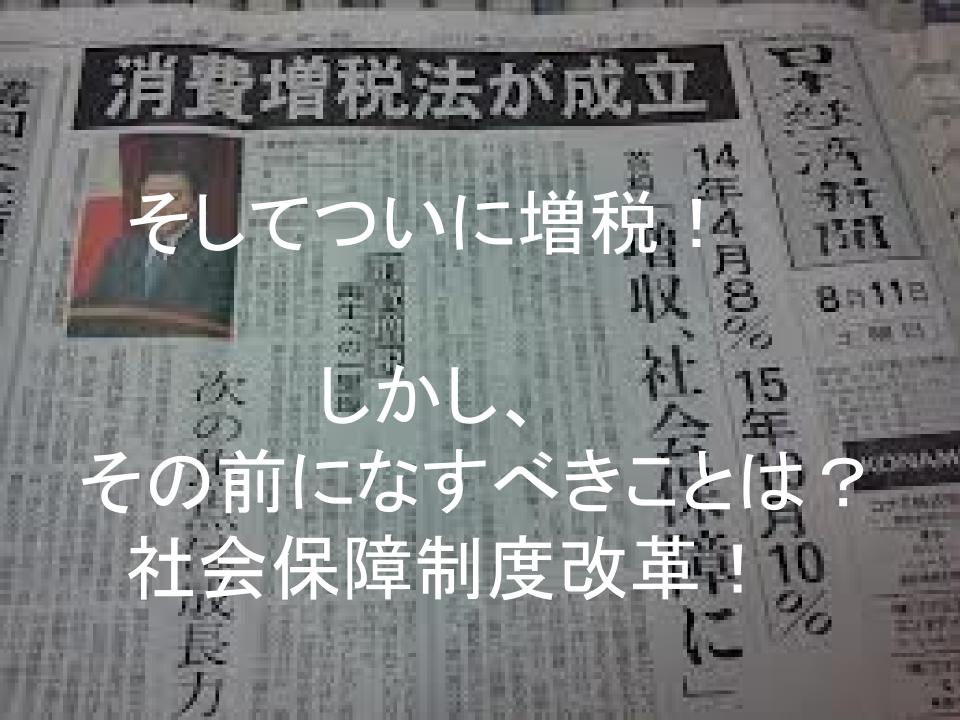
我が国の財政は、毎年の多額の国債発行が積み重なり、

国際的にも歴史的にも最悪の水準にあります(太平洋戦争末期と同水準)。

欧州諸国のような財政危機の発生を防ぐために、

GDP(返済の元手)との対比で債務残高が伸び続けないよう、収束させていくことが重要です





社会保障・税の一体改革

医療・介護サービス提供体制の見直し

【子ども・子育て】

潜在的な保育ニースにも対応した 保育所待機児童の解消

平成22(2010)年 〇平日昼間の保育サービス(銀可保育所等) 215万人

平成26(2014)年 241万人

(3歳未満児の保育サービス利用率) ○延長等の保育サービス

(75万人(23%)) (102万人(35%)) ※平成29年(2017年)には118万人(44%) 79万人 96万人

O認定こども関

病床数、平均在院日数

〇放課後児童クラブ

358か所(2009年) 2000か所以上

81万人 111万人

地域の子實で力の肉上

○地域子育で支援拠点事業

〇ファミリー・サポート・センター事業

平成22(2010)年 7100か所

平成26(2014)年 ⇒ 10000か所

(市町村単独分含む) 637市町村 ⇒ 950市町村

〇一時預かり事業

【高度急性期】

【一般急性期】

【亜急性期等】

延べ348万人(2008年) ⇒ 延べ3952万

【医療・介護】

【医療】

2011年度

107万床、19~20日程度

般病床

107万床

29万人

看護職員数 141万

在宅医療等(1日あたり) 17万人分

【介護】

利用者数

在宅介護

うち小規模多機能

グループホーム

居住系サービス

特定施設

うち定期巡回・随時対応型サービス

医師数

426万人

304万人分

5万人分

31万人分

15万人分

16万人分

449万人分(1.5倍)

40万人分(8.1倍)

15万人分(一)

61万人分(2.0倍)

24万人分(1.6倍)

37万人分(2.3倍)

131万人分(1.4倍)

介護施設 92万人分

特赛

老健(十介護療養)

48万人分(うちユニット12万人(26%)) 44万人分(うちユニット2万人(4%))

49万人分

介護職員 140万人

訪問看護(1日あたり) 29万人分 232万人から244万人

2025年度

22万床 15~16日程度

46万床9日程度

35万床 60日程度

機能分化し て103万床

32~34万人

195~205万人

29万人分

641万人(1.5倍)

介護予防・重度化予防により全体として3%減

入院の減少(介護への移行):14万人増

72万人分(1.5倍)(うちユニット51万人分(70%)

59万人分(1.3倍)(うちユニット29万人分(50%)

居住系施 設や外来・

在宅医療

は大幅増

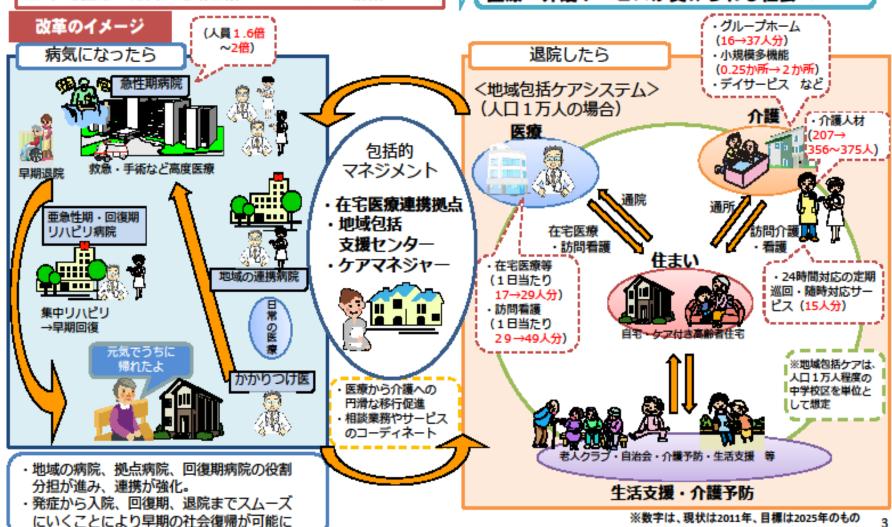
11

改革の方向性 2

医療・介護サービス保障の強化

- **高度急性期への医療資源集中投入などの入院医療強化**
- 在宅医療の充実、地域包括ケアシステムの構築

どこに住んでいても、その人にとって適切な 医療・介護サービスが受けられる社会へ



2012年は地域包括ケア元年

医療・介護機能の再編(将来像)

患者ニーズに応じた病院・病床機能の役割分担や、医療機関間、医療と介護の間の連 携強化を通じて、より効果的・効率的な医療・介護サービス提供体制を構築。

【2011(H23)年】

一般病床 (107万床)

療養病床 (23万床)

介護療養病床

介護施設 (92万人分)

居住系サービス (31万人分)

在宅サービス

【取組の方向性】

- 〇入院医療の機能分化・強化と連携
 - ・急性期への医療資源集中投入
 - ・亜急性期、慢性期医療の機能強化
- 〇地域包括ケア体制の整備
 - •在宅医療の充実
 - ・看取りを含め在宅医療を担う診療所等 の機能強化
 - 訪問看護等の計画的整備等
 - ・在宅介護の充実
 - ・居住系サービスの充実・施設ユニット化 ケアマネジメント機能の強化 等

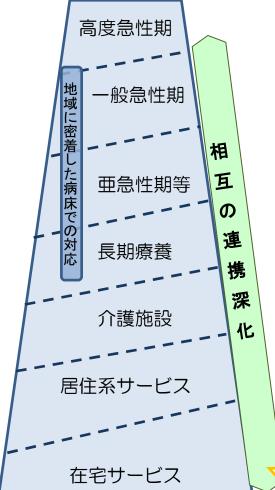
2012年診療報酬・介護報酬の同時 改定を第一歩として取り組む

医療法等関連法を順次改正

【患者・利用者の方々】

- ・病気になっても、職場や地域生活へ早期復 帰
- 医療や介護が必要になっても、住み慣れた

【2025(H37)年】



域での暮らしを継続

医療・介護の基盤整備・再編のための集中的・計画的な投資

2024年 2025年 2016年 2018年 2020年 2012年 2014年 2022年 方向 医療機関の機能の明確化と連携の強化 医療機関と在宅/介護施設との連携強化 矢 性 医療提供が困難な地域に配慮した医療提供体制の構築 療 診療報酬·介護報酬 改定(予定) 診療報酬·介護報酬 診療報酬 · 介護報酬 同時改定③ 同時改定① 同時改定② 介 診療報酬改定① 診療報酬改定③ 護 サ 診療報酬改定② 診療報酬改定4 2013年 2018年 ビ 医療計画 医療計画 医療計画 医療計画 ス の 入院 医療法改 2023年 あ る 明寺・ 者の状態に応じた診療報酬体系の検討·実施 ○ 地域に密着した病床に、ける、高度急性期医療から亜急性期医療までの一体的な対応に対する評価を検討・実施 べ 検討内容 き 姿 外 来 外来受診(消費税は の ♥評価を検討・実施 実 2014年4月 8% への評価を検討・実施 等 現 2015年10月 10%~ 在宅 〇在宅医療を担う診療の一乗の機 うための評価を検討・実施 ○在宅を担う医療機関と外来を行う医療機関が連携をとって継続的な診療を行うことについての評価の検討・実施等

診療報酬における社会保障改革の実現に向けたスケジュール(粗いイメージ)

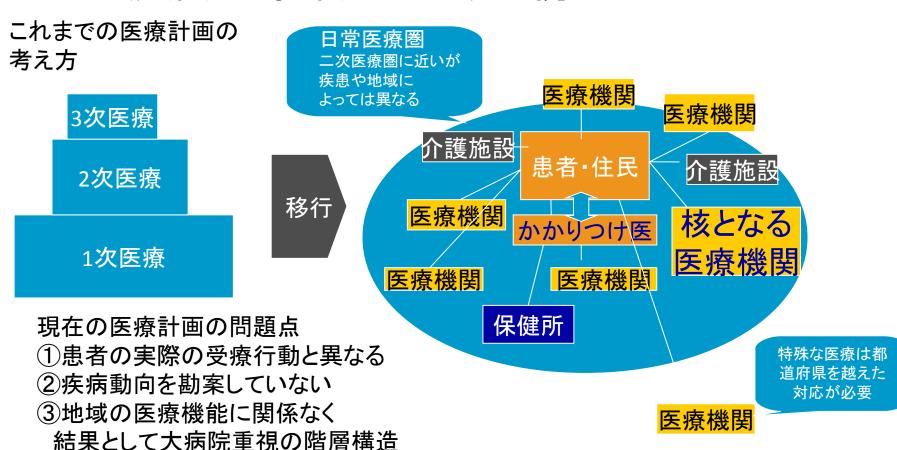
パート2 医療計画の見直しと在宅医療



2006年6月第5次医療法改正 地域医療計画の見直し

第5次医療法改正(2006年) 地域医療計画の見直し(2008年施行)

疾病別・事業別の地域連携ネットワーク



* 4疾患(がん、脳卒中、糖尿病、急性心筋梗塞)と5事業(救急医療、災害医療、 、へき地医療、周産期医療、小児医療)別のネットワーク形成

現行の医療計画~4疾患5事業~

- 4疾病
 - -①がん
 - ②脳卒中
 - -③急性心筋梗塞
 - ④糖尿病

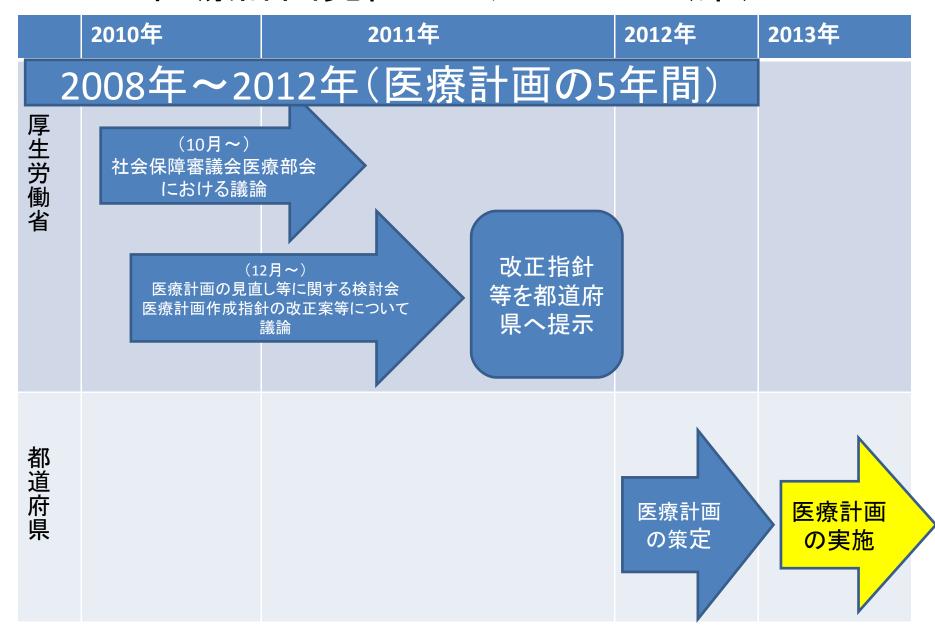
- 5事業
 - -①救急医療
 - -②災害医療
 - ③へき地医療
 - ④ 周産期医療
 - -⑤小児医療

地域連携クリティカルパスが連携ツールとして 地域医療計画作成指針に採用

2013年地域医療計画 次期見直し

地域医療計画は5年計画 2008年~2012年

医療計画見直しスケジュール(案)



医療計画見直し等検討会

- 伊藤 伸一 日本医療法人協会副会長
- 尾形 裕也 九州大学大学院医学研究院教授
- 神野 正博 全日本病院協会副会長
- 齋藤 訓子 日本看護協会常任理事
- 末永 裕之 日本病院会副会長
- 鈴木 邦彦 日本医師会常任理事
- 池主 憲夫 日本歯科医師会常務理事
- 中沢 明紀 神奈川県保健福祉局保健医療部長
- 長瀬 輝諠 日本精神科病院協会副会長
- 伏見 清秀 東京医科歯科大学大学院教授
- 布施 光彦 健康保険組合連合会副会長
- 〇武藤 正樹 国際医療福祉大学大学 院教授
- 山本 信夫 日本薬剤師会副会長
- 吉田 茂昭 青森県立中央病院長



第1回検討会 2010年12月17日

4疾患5事業の見直しの方向性

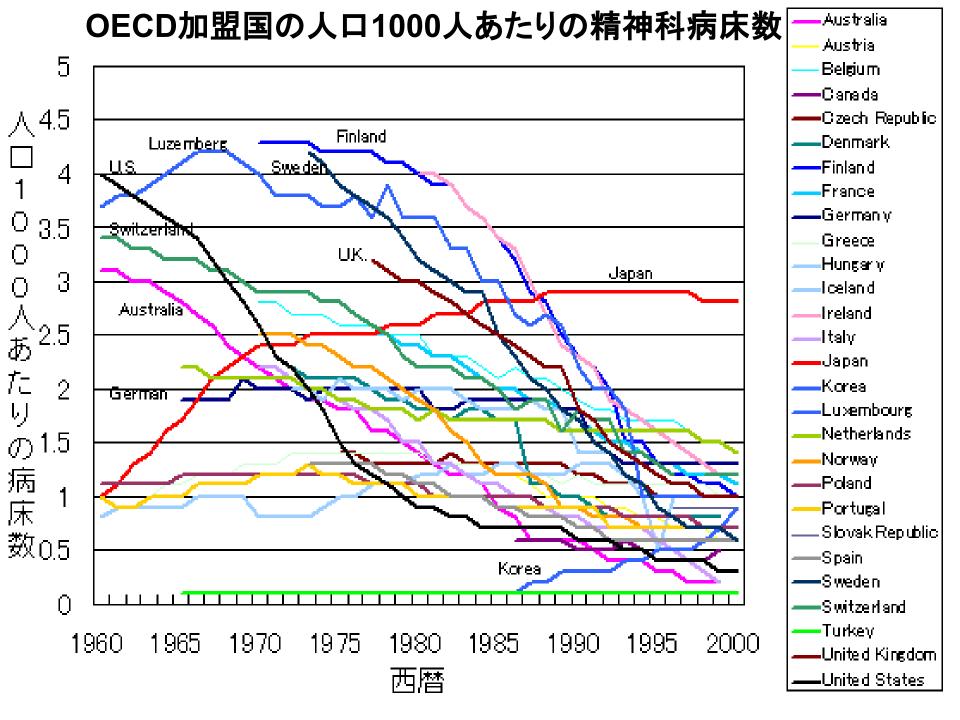
- 4疾病
 - -①がん
 - ②脳卒中
 - ③急性心筋梗塞
 - ④糖尿病
 - ⑤精神疾患

2次医療圏見直し

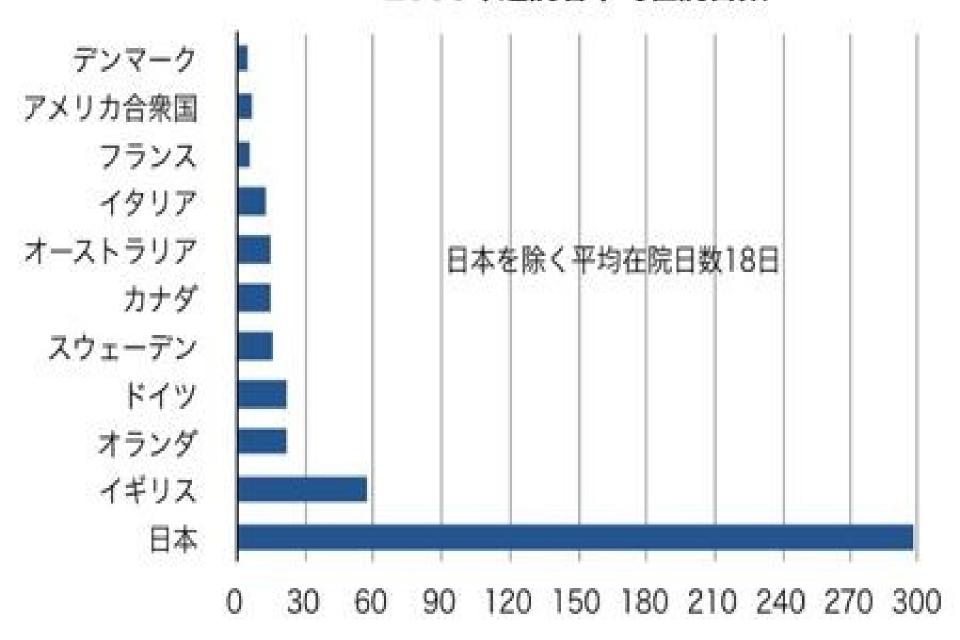
- 5事業
 - -①救急医療
 - -②災害医療
 - ③へき地医療
 - 4 周産期医療
 - -⑤小児医療
 - -*在宅医療構築 に係わる指針を 別途通知する

精神科疾患を5疾患に追加

日本の精神医療の特殊性



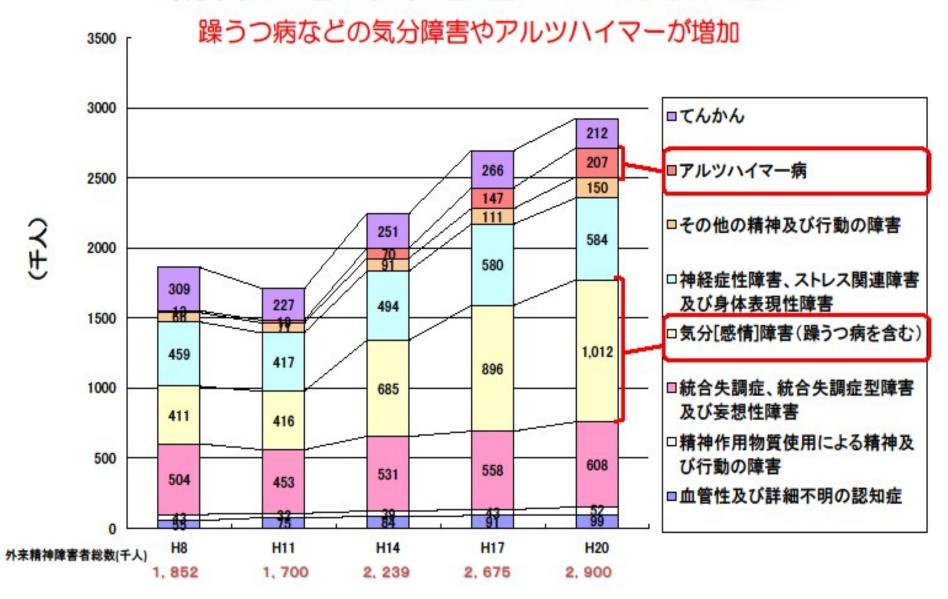
2005年退院者平均在院日数



社会保障審議会医療部会(2011年7月6日)

- 医療計画の5疾患目に精神疾患を追加することで合意
 - 精神疾患の患者数は323万人(2008年患者調査)
 - 4疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病)のいずれよりも多い
 - 自殺による死亡者数3.1万人(糖尿病死亡者数1.4万人より多い)
- 委員からは積極的に支援する意見があいついだ
 - 「精神疾患は社会全体で見守らなければならない」(高智英 太郎健保連理事)
 - 「他の4疾病よりも地域連携が必要」(横倉義武日医副会長)

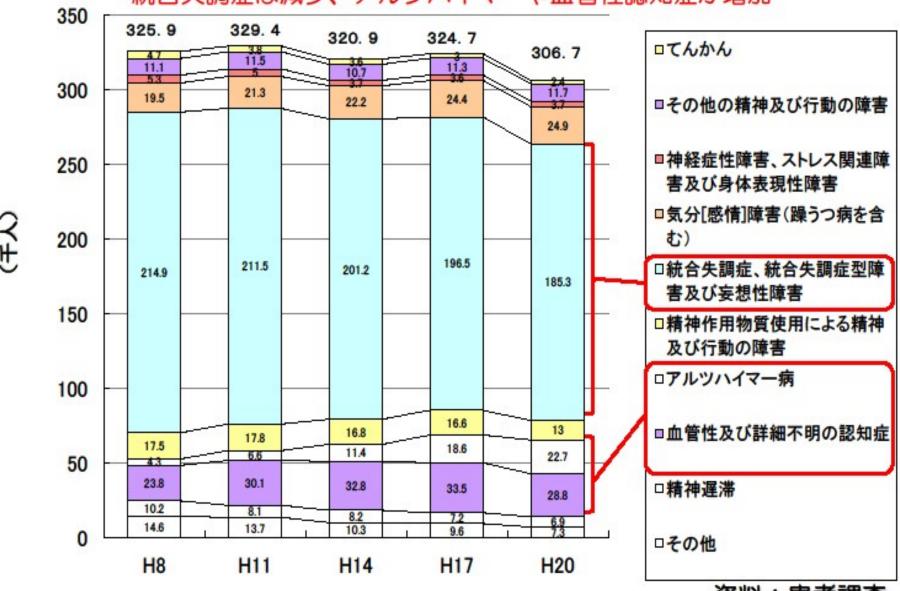
精神疾患外来患者の疾病別内訳



資料:患者調査

精神病床入院患者の疾病別内訳

統合失調症は減少、アルツハイマーや血管性認知症が増加



資料:患者調査

精神疾患が地域医療計画の5疾患に加えられると・・・

- ・精神科医療施設の診療機能の明示
- ・地域医療計画における数値目標の明示
- ・地域連携クリテイカルパスの作成

認知症地域連携クリティカルパス

世田谷区もの忘れ連携パス



世田谷区もの忘れ診断地域連携のご案内

世田谷区医師会・玉川医師会では地域の医療機関が連携して、もの忘れ患者様が安心して診断・治療・療養を継続できる環境づくりに努めて参りました。

今回ご案内する「世田谷区もの忘れ診断 地域連携」は患者様の診断方法や受 診予定を患者様とご家族、かかりつけ医、病院で共有するためにつくりましたもの 忘れ患者様の治療計画です。

※「世田谷区もの忘れ診断 地域連携」に関するお尋ねやご意見がございましたら、かかりつけ医までお願い致します。



世田谷区もの忘れ診断 地域連携 (患者様用)

かかりつけ医:

院:

定期受診

月







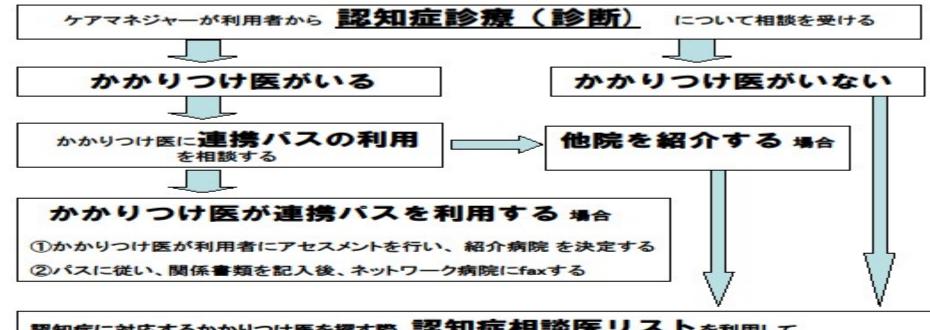


半年又は1年後

日

月

世田谷区認知症診断地域連携クリティカルパス ケアマネジャー用 使用例



認知症に対応するかかりつけ医を探す際、認知症相談医リストを利用して

かかりつけ医(認知症相談医)を複数紹介 する

☆初診は時間がかかるため、事前に必ず電話かfaxで連絡を取る

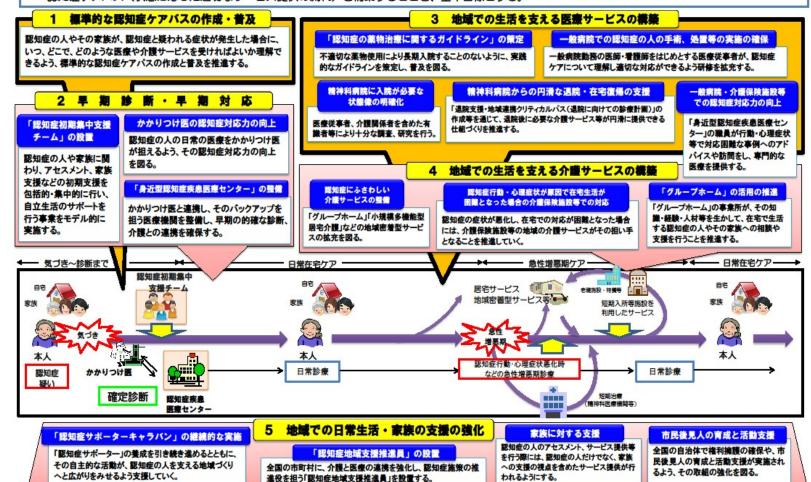
認知症相談医が連携パスを利用する

- ①相談医が利用者にアセスメントを行い、紹介病院 を決定する
- ②パスに従い、関係書類を記入後、ネットワーク病院にfaxする
- 注1 かかりつけ医と連携で認知症の治療に当たるためかかりつけ医は必ず必要。 認知症ネットワーク病院の直接の受診は基本的に控える。
- 注2 世田谷認知症診断地域連携クリティカルパスについては医師会から会員へ資料配布済み

『今後の認知症施策の方向性について』の概要

今後目指すべき基本目標-「ケアの流れ」を変える-

- 「認知症の人は、精神科病院や施設を利用せざるを得ない」という考え方を改め、「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会」の実現を目指す。
- この実現のため、新たな視点に立脚した施策の導入を積極的に進めることにより、これまでの「ケアの流れ」を変え、むしろ逆の流れとする標準的な 認知症ケアパス(状態に応じた適切なサービス提供の流れ)を構築することを、基本目標とする。



- 6 若年性認知症の特性に配慮し、支援のためのハンドブックを作成、配布するとともに、本人や関係者等が交流できる居場所づくりの設置等を促進する
- 7 認知症の人への医療・介護を含む一体的な生活の支援として「認知症ライフサポートモデル」を策定し、これらを踏まえ医療・介護サービスを担う人材を育成する

在宅医療に係わる医療体制の充実・強化

「在宅医療指針」

- 国立長寿医療研究センターが中心になって 取りまとめた「在宅医療体制構築に係る指針 案」を参考にする方針。
 - 24時間365日、患者の生活の視点に立った多職 種連携医療の確保
 - 看取りまで行える医療のための連携体制
 - 認知症の在宅医療の推進
 - 介護との連携―などの観点から、各都道府県が 地域の実情に合わせて計画を策定すべき

在宅医療に関する医療計画の内容(数値目標)

■数値目標の例(各都道府県の医療計画より)

〇北海道

・在宅医療を実施する医療機関割合 現状35.2%→目標値38.1%

〇山形

·主任介護支援専門員研修受講者数 44人 (H18)→ 50人 (H24)

〇福島

- ·在宅療養支援診療所 148(H18) → 196 (H24)
- ·訪問看護ステーション 121(H18) → 128 (H24)
- ・保険薬局に占める訪問薬剤管理指導料の届出薬局 76.9%(H18) → 81%(H24)
- ・保険薬局に占める麻薬小売業免許取得薬局の割合 84.1%(H18) → 85.9%(H24)

〇茨城

医療機関と連携し在宅医療に取り組む薬局の割合
 6%(H18) → 50% (H24)

〇東京

医療保健政策区市町村包括補助事業の実施(在宅 医療推進に資する事業)

5自治体(H19) →全市町村(H24)

〇山梨

・在宅ホスピス連絡体制が整備されている保健福祉事 務所圏域の数 1圏域(H18) → 4圏域(H24)

〇福井

・在宅医療推進のためのコーディネーター設置地区 →5地区(H24)

〇福岡

・在宅医療を受ける患者数

2100人/1日 (H18) → 30%增(H24)

〇佐賀

·自宅での死亡の割合8.1%(H18)→ 12.2%(H24)

〇熊本

- ·訪問看護ST数 107(H17) → 120(H24)
- ·訪問看護師の就業者数 429(H18)→ 554(H24)
- ・往診や訪問看護を実施する医療機関数 582(H18)→640(H24)

·緊急時24時間対応訪問看護ST割合

24時間対応可能 22.1%(H16) → 30%(H24) 24時間連絡可能 94.2%(H16) → 98%(H24)

・麻薬小売業免許を取得している保険調剤薬局の 割合 82.9%(H18)→100%(H24)

〇沖縄

- ・在宅療養支援診療所(75歳以上人口千人あたり)
 - 0.46 (H18) > 0.82 (H24)
- ・訪問看護ステーション(人口10万人あたり)

3.7 (H18) → 4.5 (H24)

在宅医療連携拠点事業

市町村ごとに2000拠点の設置をめざす!

□ ①在宅医療連携拠点事業

要望額 31億円

■本事業の目的

- 〇高齢者の増加、価値観の多様化に伴い、病気を持ちつつも可能な限り住み慣れた場所で自分らしく過ごす「生活の質」を 重視する医療が求められている。
- 〇このため、在宅医療を提供する機関等を連携拠点として、多職種協働による在宅医療の支援体制を構築し、医療と介護が 連携した地域における包括的かつ継続的な在宅医療の提供を目指す。



在宅医療連携拠点

(在宅療養支援病院・在宅療養支援診療所・訪問者護ステーション等)

連携拠点に配置されたケアマネジャーの資格を持つ看護師とMSW等が地域の医療・ 介護を横断的にサポートすることで、病気を 持ちながらも住み慣れた地域で自分らしく 過ごすことが可能となる

人材育成に関し

て積極的な役割

·医療福祉從事者

及び住民に対す る普及啓発を行う

を担う

人材の育成・普及啓発

医療介護の 情報の連携

24時間連携体制 チーム医療提供



地域の診療所、訪問看護ス テーション、薬品等

事業報告書の作成

- ・多職種連携の検討会において 抽出された課題と解決策
- ・24時間体制やチーム医療体制の実現方法や課題
- 効率的な医療提供のためのアウトリーチや活動内容
- 連携拠点を担う医療機関の医師の役割や機能
- ・ITを利用した多職種間の情報 共有のあり方 等



- ・データ収集・分析を通じて、在 宅医療連携拠点が地域におい て必要な役割を果たすための 条件を見出していくことにつな げる
- ・好事例の情報を広く関係者に 提供し、在宅医療の取組みの 全国的な向上を図る

新生在宅医療•介護元年

- 在宅医療連携拠点事業
 - ①在宅チーム医療を担う人 材の育成
 - ②実施拠点となる基盤の 整備
 - ③個別の疾患などに対応 したサービスの充実・支援
- 2012年度を「新生在宅医療・介護元年」として立ち上げたい
- 在宅医療連携拠点事業 にはICTが必須!



大谷医政局長

パート3 2012年診療報酬改定と在宅医療



2月10日中医協答申

2012年診療報酬改定率 0.004%アップ

- 2012年度診療報酬改定率 全体 0.004%
 - 診療報酬本体部分 1.379% (5500億円)
 - 医科 1.55%(4700億円)
 - 歯科 1.70%(500億円)
 - 調剤 0.46%(300億円)
 - 薬価・材料費
 - ▲1.375%(5500億円)

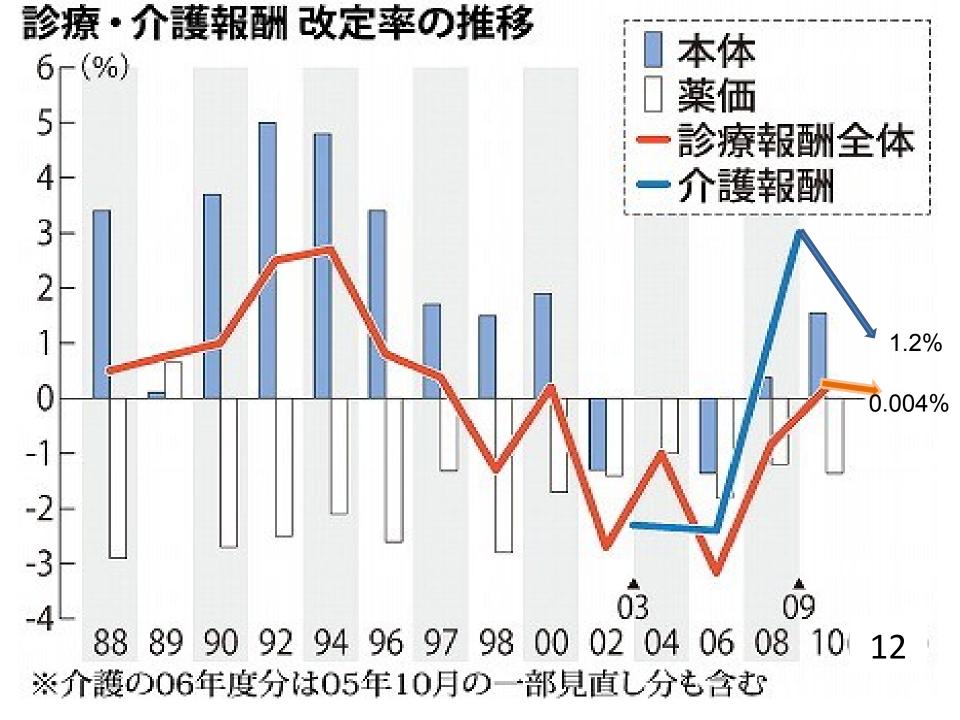
薬価改定▲1.26%(5000億円(薬価ベース6%)

材料費改定▲0.12%(500億円)

2012年介護報酬改定率1.2%

- 小宮山厚労相(12月21 日)
 - 「首の皮一枚でもプラス にすると言ってきた」





2012年診療報酬改定基本方針

- 社会保障審議会医療部会 医療保険部会 (12月1日)
- 2つの重点課題と4つの視点
- 2つの重点課題
 - ①急性期医療の適切な提供に向けた病院勤務 医等の負担の大きな<u>医療従事者の負担軽減</u>
 - ②<u>医療と介護の役割分担</u>の明確化と地域における連携体制の強化の推進および地域生活を支える<u>在宅医療などの充実</u>

在宅療養支援診療所と 在宅療養支援病院



諏訪共立在宅療養支援診療所

06年在宅療養支援診療所の新設

特養、有料老人 ホーム、ケアハウスの 入居者で末期がんの患者に 対する訪問診療料が算定できる



B診療所 (連携先)



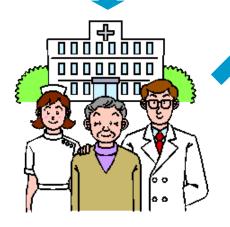
特養 有料老人 ホームなど

死亡前24時間以内に 訪問して患者を看取れば 1万点

往診料や訪問 診察料に高い 加算

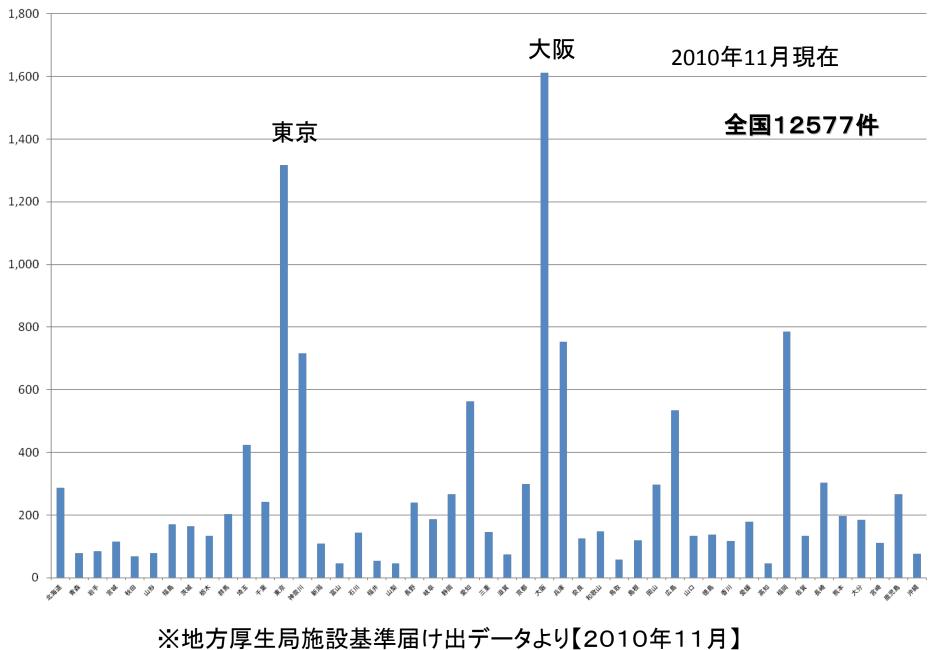
在宅療養支援

診療所

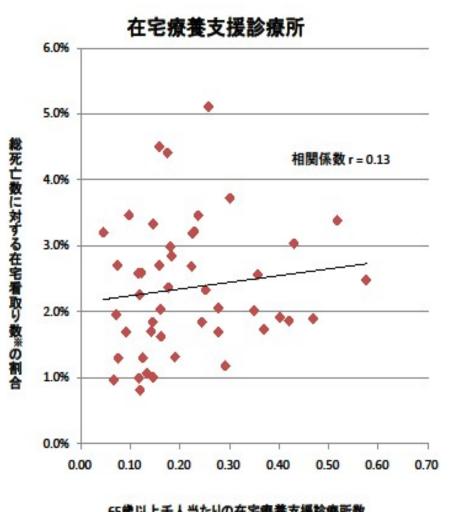


A診療所と連携している B診療所(またはC病院) がA診療所の代行で訪問 診療を行えば、在宅療養 支援診療所なみの高い診療 点数を算定できる

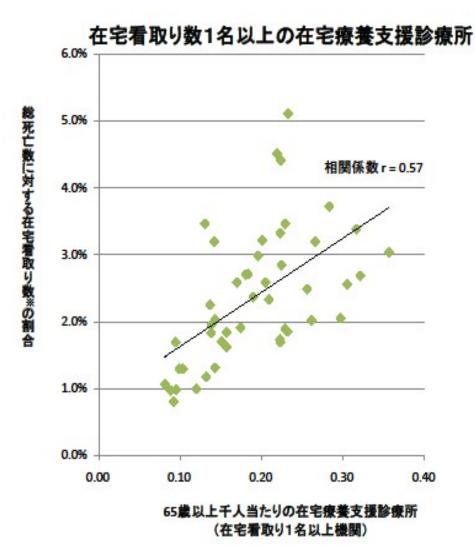
在宅療養支援診療所



在宅療養支援診療所と在宅看取り数※の関係 (都道府県別)



65歳以上千人当たりの在宅療養支援診療所数



在宅療養支援病院とは?



在宅療養支援病院の規制緩和 (2010年診療報酬改定)

- 2008年診療報酬
 - 在宅療養支援病院の要件は「半径4km以内に診療所が存在しないもの」とされていたので、僻地等地域において在宅療養を提供する診療所がない地域のみに限定されていた
 - このため届け出は11病院に限定
- 2010年、この4Km要件が撤廃された
- ・この要件撤廃の影響は?

在宅療養支援病院

・200床未満の病院でも、24時間365日体制を とり、届ければ在宅療養支援病院となり以下 の算定が可能になる

- 往診料

• 緊急加算650点、夜間加算1300点、深夜加算2300点がある。届出なしに比べて緊急加算と夜間加算は2倍、深夜加算も1.8倍

- ターミナルケア加算

• 10000点、届出なしの点数の5倍

在宅療養支援病院

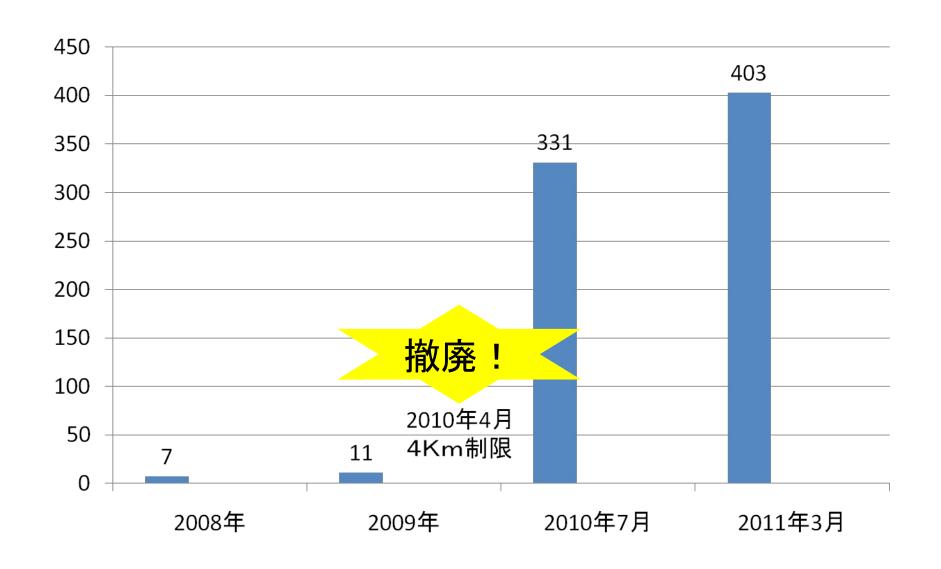
- 在宅末期医療総合診療料

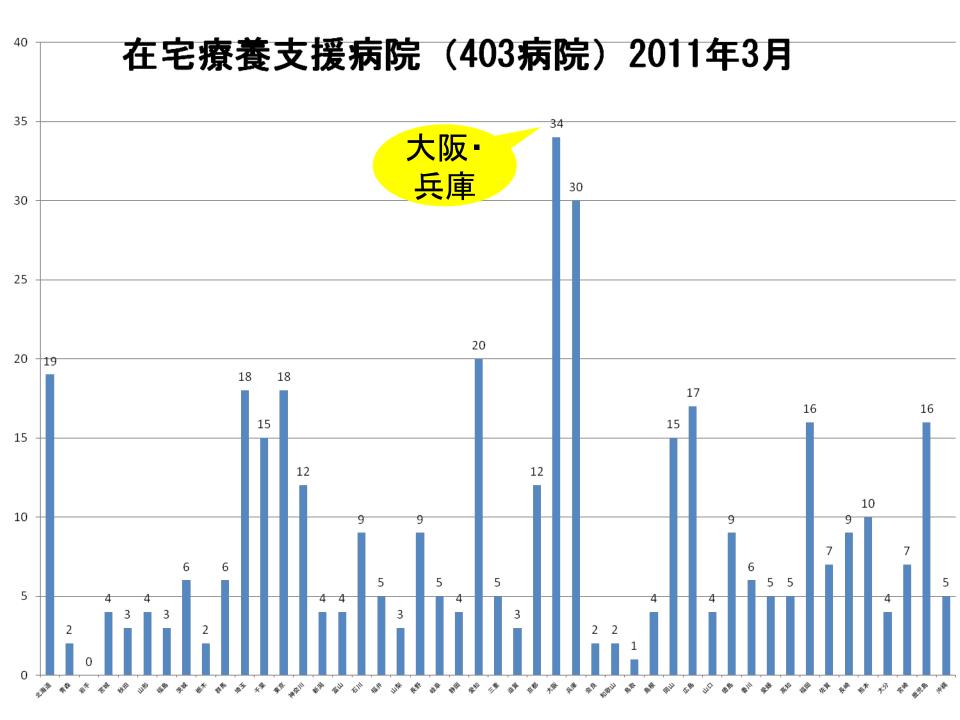
処方せん交付で1495点、処方せんなしで1685点と、高い評価

- 在宅時医学総合管理料

- 処方せん発行で4200点であり、届出なしの2200点より も2000点高い
- 処方せん発行なしでは4500点と2500点で、2000点の 差がある
- 特定施設入居時等医学総合管理料
- 退院時共同指導料

在宅療養支援病院数の推移





医療法人財団厚生会古川橋病院 東京都で第1号の在宅療養支援病院

- 在宅療養支援病院 港区南麻布2丁目
 - -一般病床 49床
 - 介護老人保健施設 40床
 - 介護予防機能訓練施設 20名
 - 居宅介護支援事業所
 - 健診センター



鈴木先生



2012年診療報酬改定と 機能強化型 在宅療養支援診療所・病院

在宅療養支援診療所の課題

- 過去1年間に1人も看取りを行っていない在 宅療養支援診療所が50%に上る
- 在宅療養支援診療所の約7割は医師1人体制で、24時間対応に負担を感じている
- ・在宅医療提供上の課題として緊急入院受け 入れ病床の確保や24時間体制に協力可能な 医師の存在が挙げられる
- 在宅療養支援診療所と在宅療養支援病院の 役割分担が不明確

機能強化した在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院等への評価

- ①従前の在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院の要件に以下を追加する。
 - イ 所属する常勤医師3名以上
 - -ロ 過去1年間の緊急の往診実績5件以上
 - ハ 過去1年間の看取り実績2件以上

機能強化型 在宅療養支援診療所 在宅療養支援病院



機能強化した在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院等への評価

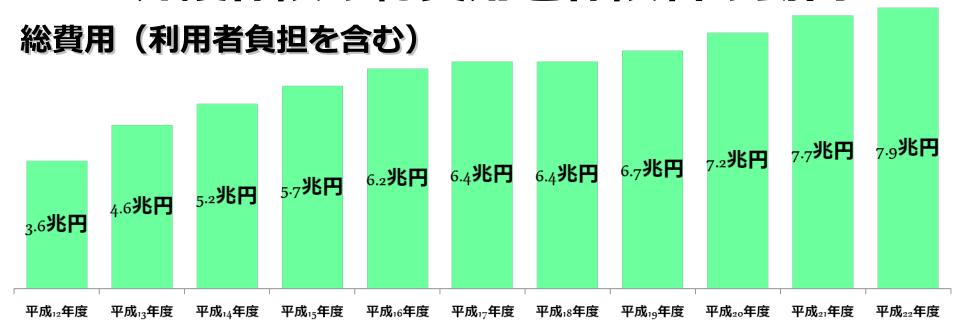
- ②複数の医療機関が連携して①の要件を満たすことも可とするが、連携する場合は、以下の要件を満たすこと。
 - イ 患者からの緊急時の連絡先の一元化を行う
 - ロ 患者の診療情報の共有を図るため、連携医療機関間で月1回以上の定期的なカンファレンスを実施
 - ハ 連携する医療機関数は10未満
 - -二 病院が連携に入る場合は200床未満の病院 に限る

パート4 2012年介護報酬改定と地域包括ケア



社会保障審議会 · 介護給付費分科会

介護保険の総費用と保険料の動向



(注) 平成12年度~平成19年度は実績、平成20年度は補正後予算、平成21年度(介護報酬改定+3.0%)、平成22年度は当初予算

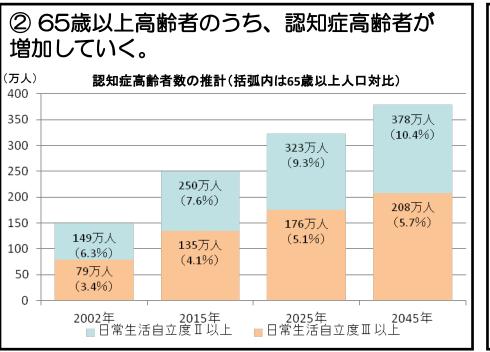
65歳以上が支払う保険料〔全国平均(加重平均)基準月額〕

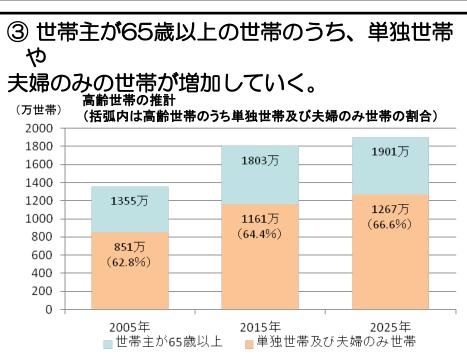


今後の介護保険を取り巻く状況について

① 75以上高齢者の全人口に占める割合は増加していき、2055年には、25%を超える見込み。

	2008年	2015年	2025年	2055年	
75歳以上高齢者の割合	10.4%	13.1%	18. 2%	26. 5%	

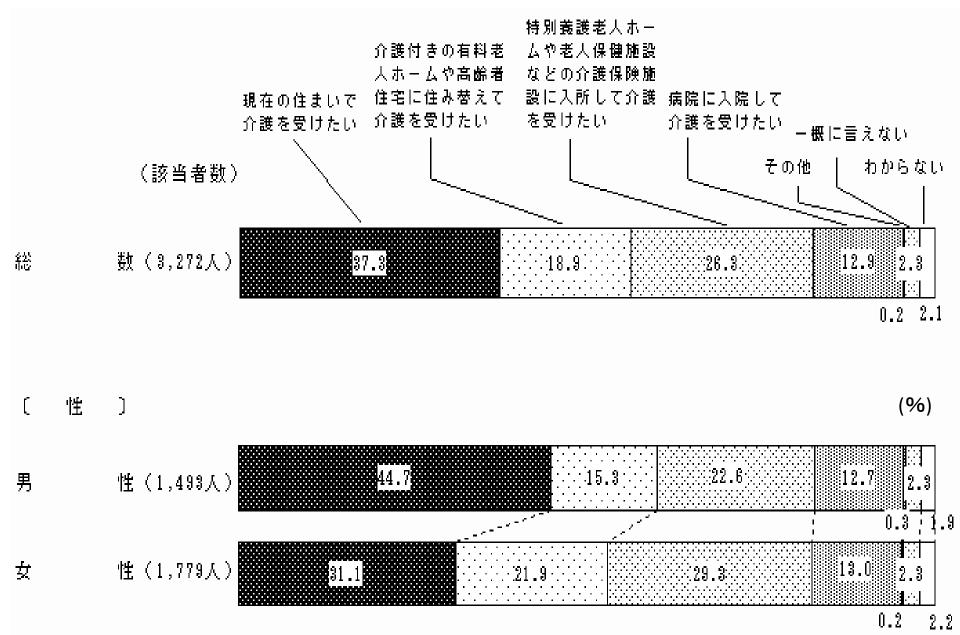




④ 首都圏をはじめとする都市部において、今後急速に高齢化が進む。

	埼玉県	千葉県	神奈川県	秋田県	山形県	鹿児島県
2005年時点での高齢者人口	116万人	106万人	149万人	31万人	31万人	44万人
2015年時点での高齢者人口 (括弧内は増加率)	179万人 (+55%)	160万人 (+50%)	218万人 (+47%)	34万人 (+11%)	34万人 (+10%)	48万人 (+10%)

自分自身が介護を受けたい場所

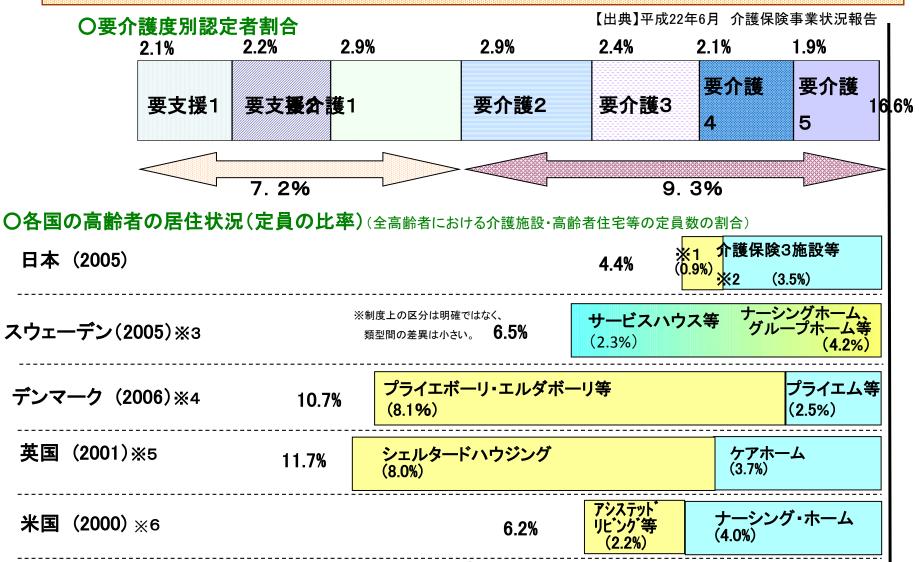


出典:内閣府 介護保険制度に関する世論調査(平成22年9月)

66

65歳以上人口に占める認定者数、各国の介護施設・ケア付き高齢者住宅の割合

○ 65歳以上の高齢者に占める介護施設·高齢者住宅等の定員数の割合を比較すると、日本は、欧米諸国と比較して少ない。



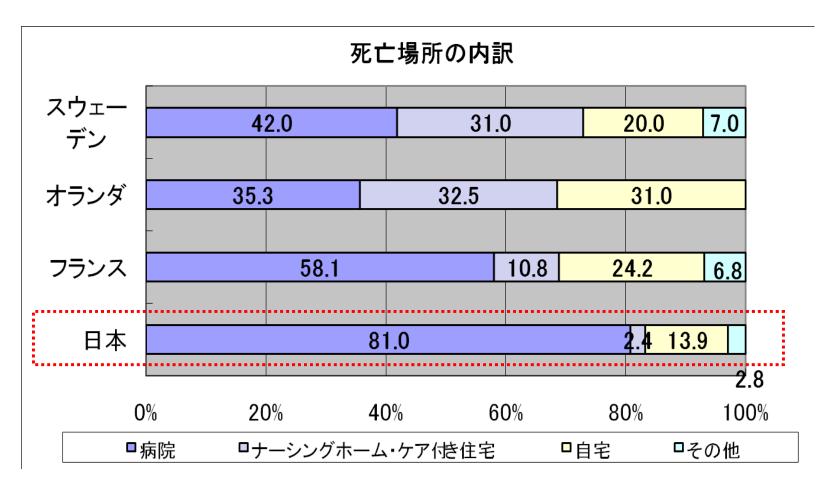
^{※1} シルバーハウジング、高齢者向け優良賃貸住宅、有料老人ホーム及び軽費老人ホーム(軽費老人ホームは2004年)。 ※2 介護保険3施設及びゲループホーム

^{※3} Sweden Socialstyrelsen(スウェーデン社会省)聞き取り調査時の配布資料(2006)
※4 Denmark Socialministeriet(デンマーク社会省)聞き取り調査時の配布資料(2006)

^{※5} Elderly Accommodation Counsel (2004)

「the older population」

死亡の場所(各国比較)



(注)「ナーシンクネホーム・クア付き住宅」の中には、オランダとフランスは高齢者ホーム、日本は介護老人保健施設が含まれる。オランダの「自宅」には施設以外の「その他」も含まれる。

(資料)スウェーデン: Socialstyrelsen Dögen angår oss alla による1996 年時点(本編 p48) オランダ: Centraal Bureau voor de Statistiek による1998 年時点(本編 p91) フランス: Institut National des Études Demographicによる1998 年時点(本編 p137) 日本: 厚生労働省大臣官房統計情報部『人口動態統計』による2000 年時点

※他国との比較のため、日本のデータは2000年時点のデータを使用

出典:医療経済研究機構

「要介護高齢者の終末期における医療に関する研究報告書」

2012年介護報酬改定の 基本方針

地域包括ケアシステム

2012年介護報酬改定の基本方針

- 1 地域包括ケアシステムの基盤評価
 - ①高齢者の自立支援に重点を置いた在宅・居住系サービス
 - ②要介護度が高い高齢者や医療ニーズの高齢者に対応した在宅・ 居宅系サービスの提供
- 2 医療と介護の役割分担・連携強化
 - ①在宅生活時の医療機能の強化へ向けた、新サービスの創設及び 訪問看護、リハビリステーションの充実並びに看取りへの退行強化
 - ②介護施設における医療ニーズへの対応
 - ③入退院時における医療機関と介護サービス事業者との連携促進
- 認知症にふさわしいサービスの提供
- 質の高い介護サービスの確保

地域包括ケアシステムについて

医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への 包括的な支援(地域包括ケア)を推進

【地域包括ケアの5つの視点による取組み】

地域包括ケアを実現するためには、<u>次の5つの視点での取組みが包括的</u>(利用者のニーズに応じた①~⑤の適切な 組み合わせによるサービス提供)、<u>継続的(入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供)に行われることが</u> 必須。

①医療との連携強化

- ・24時間対応の在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化
- ・介護職員によるたんの吸引などの医療行為の実施

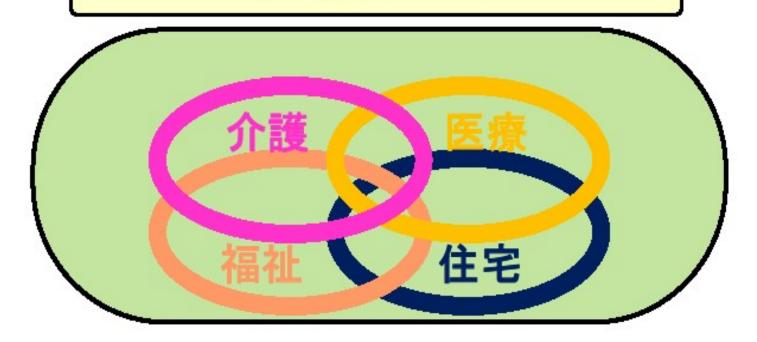
②介護サービスの充実強化

- ・特養などの介護拠点の緊急整備(平成21年度補正予算:3年間で16万人分確保)
- ・24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設など在宅サービスの強化

③予防の推進

- できる限り要介護状態とならないための予防の取組や自立支援型の介護の推進
- ④見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など
 - ・一人暮らし、高齢夫婦のみ世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、様々な生活支援(見守り、配食などの生活支援や 財産管理などの権利擁護サービス)サービスを推進
- ⑤高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備(国交省と連携)
 - ・一定の基準を満たした有料老人ホームと高専賃を、サービス付高齢者住宅として高齢者住まい法に位置づけ
- ※「地域包括ケアシステム」は、ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場(日常生活圏域)で適切に提供できるような地域での体制と定義する。その際、地域包括ケア圏域については、「おおむね30分以内に駆けつけられる圏域」を理想的な圏域として定義し、具体的には、中学校区を基本とする。 (「地域包括ケア研究会報告書」より)

地域包括ケアシステム



【地域包括ケアの四つの視点による取組み】

地域包括ケアを実現するためには、<u>次の4つの視点での取組みが包括的</u>(利用者のニーズに応じた①~④の適切な組み合わせによるサービス提供)、 <u>継続的</u>(入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供)<u>に行われることが必須。</u>

①医療との連携強化

- ・24時間対応の在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化。
- ②介護サービスの充実強化
- ・特養などの介護拠点の緊急整備(平成21年度補正予算:3年間で16万人分確保)
- ・24時間対応の在宅サービスの強化
- ③見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など
- ・一人暮らし、高齢夫婦のみ世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、様々な生活支援(見守り、配食などの生活支援や財産管理などの権利擁護サービス) サービスを推進。
- ④高齢期になっても住み続けることのできるパリアフリーの高齢者住宅の整備(国交省)
- ・高齢者専用賃貸住宅と生活支援拠点の一体的整備
- 持ち家のパリアフリー化の推進

地域包括ケアシステムのイメージ

認知症患者へのサービス 複合型サービス 小規模多機能型居宅介護 (訪問看護と組み合わせた 複合型サービスを含む) グループホーム





定期巡回·随時対応型 訪問介護看護



在宅療養支援病院



在宅療養支援診療所



介護保険施設



サービス付高齢者向け住宅などの住まい

NPO, 住民参加、企業 、自治体など

日経ヘルスケア2012年1月号より著者改変

地域包括ケアシステムを支える3つの新規サービス

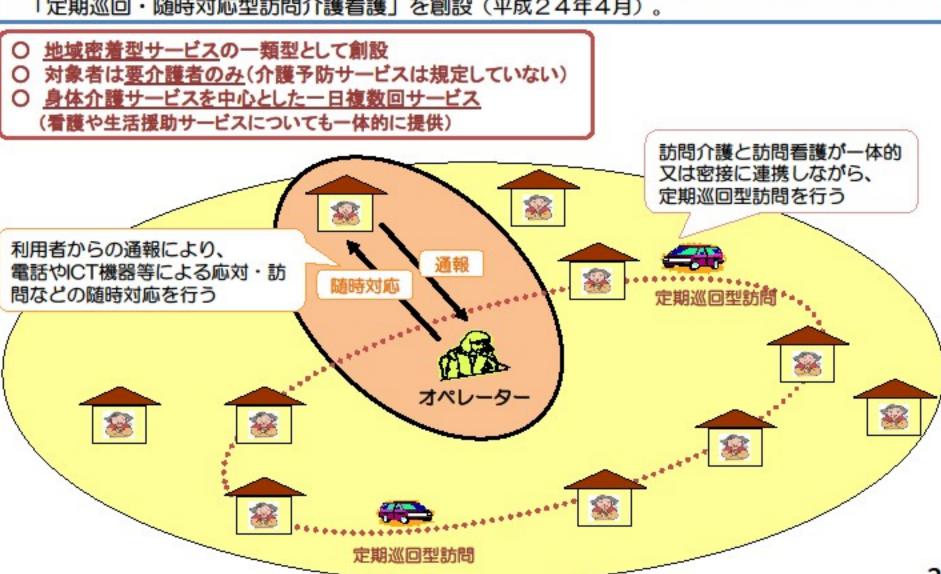
- ①定期巡回 随時対応型訪問介護看護
 - 改正介護保険法(2011年6月)
- ②複合型サービス
- 介護給付費分科会(2011年5月)
- ・ ③サービス付高齢者向け住宅
- 改正高齢者住まい法(2011年10月)

①定期巡回•随時対応型 訪問介護看護

改正介護保険法(2011年6月)

I 制度概要について

○ 重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を創設(平成24年4月)。



24時間対応型訪問介護サービス例

- 随時訪問の代表例(複数回答)
 - 1ベッドや車椅子からのずり落ち(46%)
 - ②オムツ交換・トイレ介助(4 6%)
 - ③トイレやお風呂で転倒(26 . 9%)
 - ④体調が悪い(11.5%)
 - ⑤何となく不安(7.7%)



・ 平成21年度世田谷区24時間随時訪問サービス当評価研究事業報告書

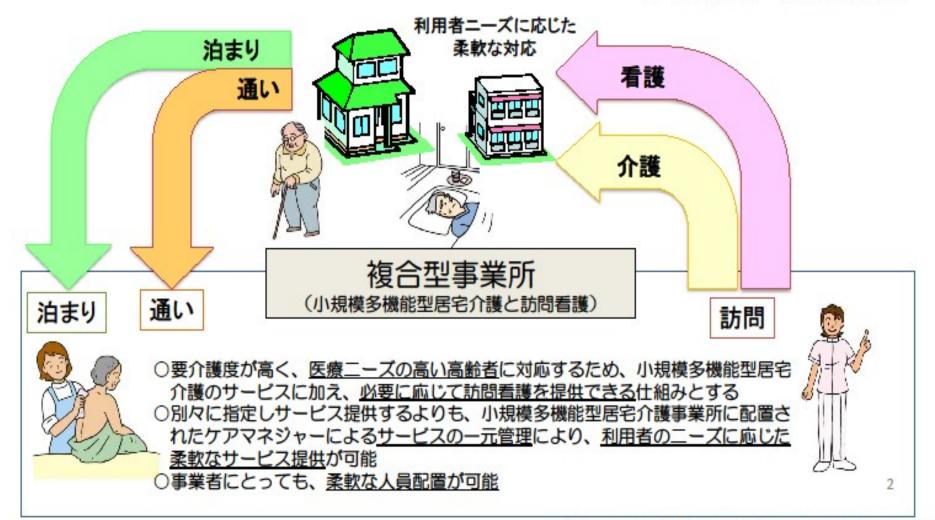
②複合型サービス

小規模多機能型居宅介護と 訪問看護との組み合わせサービス 介護給付費分科会(2011年5月)

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複合型サービスの概要 (イメージ図)

○ 今般、小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複数のサービスを組み合わせた複合型事業所を創設し、看護と介護サービスの一体的な提供により医療ニーズの高い要介護者への支援の充実を図る。

※ 地域密着型サービスとして位置づけ

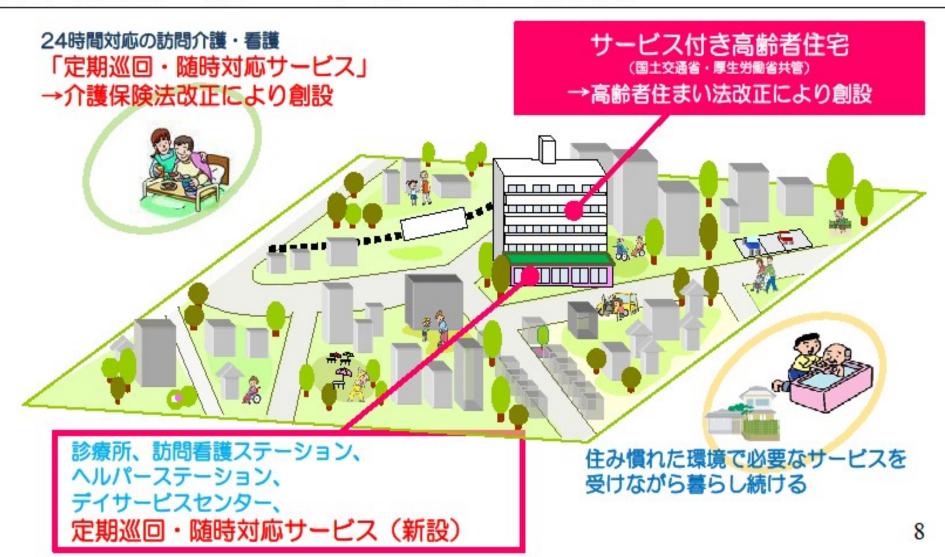


③サービス付高齢者向け住宅

改正高齢者住まい法(2011年10月)

サービス付き高齢者住宅と介護保険の連携イメージ

日常生活や介護に不安を抱く「高齢単身・夫婦のみ世帯」が、特別養護老人ホームなどの施設への入所ではなく、住み慣れた地域で安心して暮らすことを可能とするよう、新たに創設される「サービス付き高齢者住宅」 (高齢者住まい法:国土交通省・厚生労働省共管)に、24時間対応の「定期巡回・随時対応サービス」(介護保険法:厚生労働省)などの介護サービスを組み合わせた仕組みの普及を図る。



21世紀長屋モデル

- 高齢者の新しい暮らし のデザインは、『長屋モ デル』
- 最新式のIT設備や医療・介護の緊急通報サービスや見守り、生活支援サービスと、旧来の古き良き長屋生活をマッチさせた新しいデザインが必要



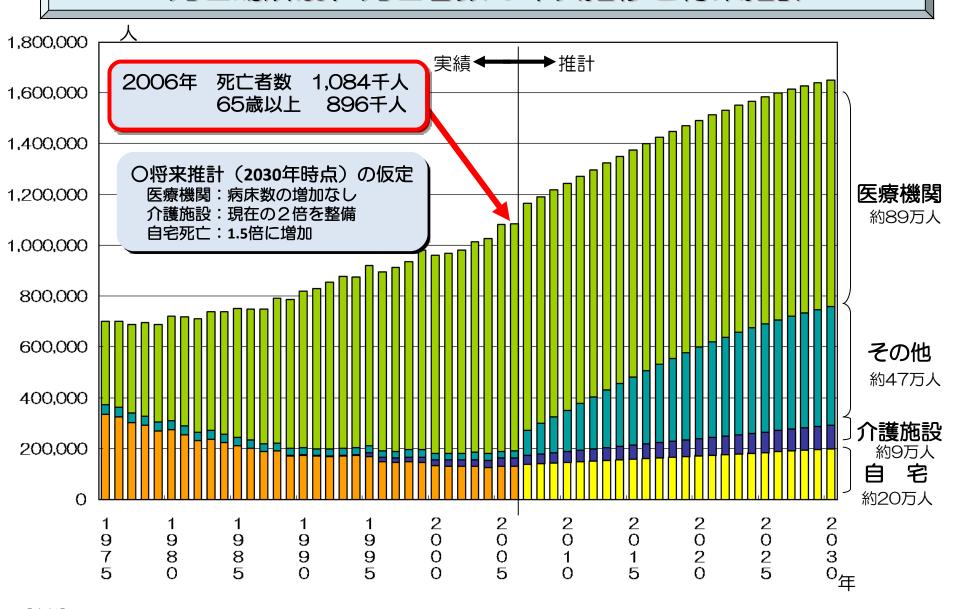
• 江戸時代の長屋

パート5 在宅終末期ケア



団塊世代の死に場所さがし

死亡場所別、死亡者数の年次推移と将来推計



【資料】

※介護施設は老健、老人ホーム 36

病院死には病床が足りない 2030年団塊世代47万人の 「死に場所」が不足



富士の樹海林

地域で支える終末期ケア連携の仕組みが必要

2030年団塊世代47万人の「死に場所」が不足

在宅お看取り環境の整備

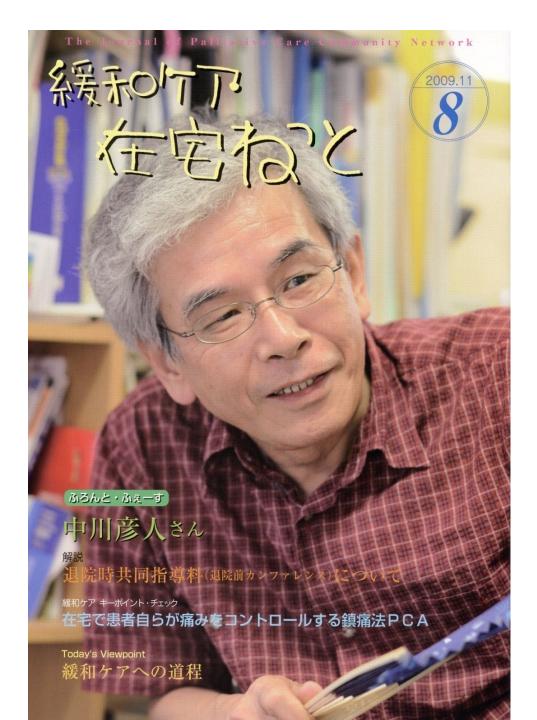
- ・ 在宅でのお看取り環境整備が必要
- 家族のお看取り経験が減っている
- 在宅でお看取りをするための患者家族用教育
- お看取りくん
 - 遠隔バイタルサインモニター
- ・170万人大死亡時代への準備
- 在宅終末期ケア連携システム

新川医療連携懇話会

- ・ 終末期医療における地域連携クリテイカルパスの試み
 - 富山県新川(にいかわ)医療圏(魚津市、黒部市、入善町、朝日町)で、2005年より開業医が中心となって、在宅終末期医療や栄養管理などの検討のために「新川医療連携懇話会」を立ち上げた
 - ターミナルケアでは単独の医師による24時間管理体制では、医師の疲弊が激しいので、複数主治医制をとること
 - 在宅医師同士の連携ミスによる 医療事故の防止と回避、病院と の連携確保等のために



中川先生



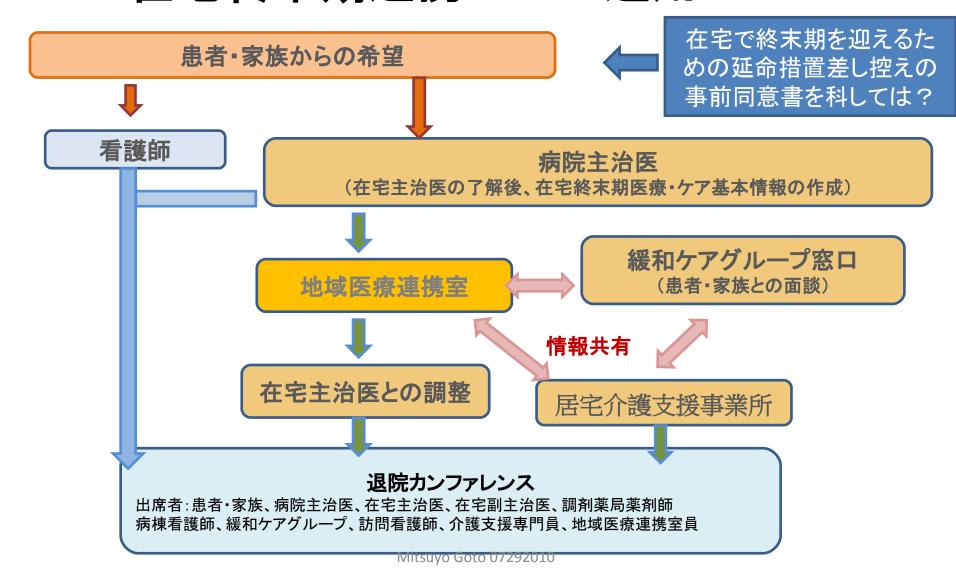
新川地域在宅終末期医療

氷見市

南砺市

- 新川圏域の概要
- ▶ 2市2町(魚津市、黒部市、入善町、朝日町)
- ▶ 人口約13万人
- 連携病院:4公的病院
 - ①富山労災病院、②黒部市民病院、③あさひ総合病院、
 - 4 富山県立病院
- 主な在宅対応医療機関 5病院、22診療所、29調剤薬局、6訪問看護事業所
- 連携パス導入の経緯等
- a. 在宅での終末期医療のニーズ増加
- b. かかりつけ医単独での医療限界
- c. 平成17年4月新川圏域8診療所からなる協議会設立
- d. 新川厚生センター・在宅医療部会を通じて在宅医療体制推進

病院入院中・退院前 在宅終末期連携パスの運用フロー

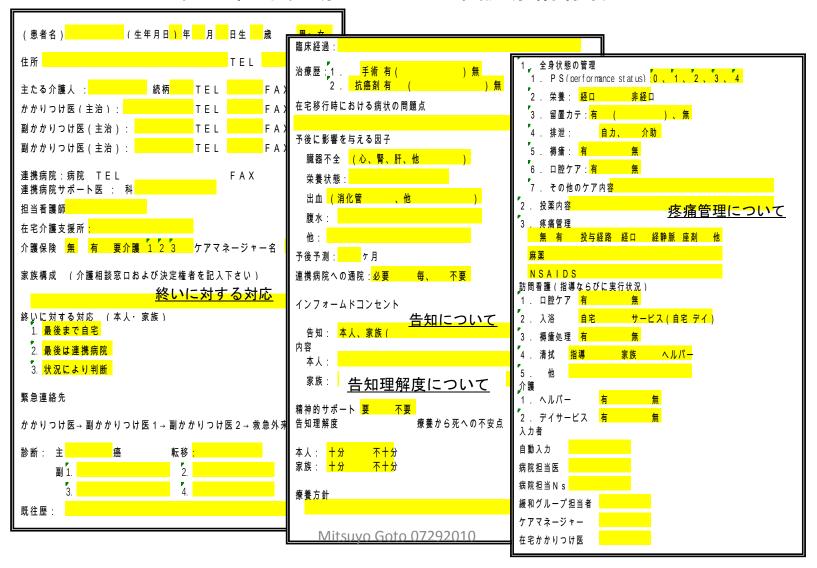


新川地域在宅終末期医療

- 運用基準・留意点
- 対象者:がん等で余命6カ月以内と想定される 患者
- → 在宅医の選択:患者家族の希望第1優先、往 診移動時間30分以内(原則)
- ▶診診連携(主治医・副主治医)による在宅主治 医の弊害防止
- > 病診連携における役割分担
- > 多職種チーム診療による介入
- ▶様式・書式の統一

様式の統一

在宅終末医療・ケア基本診療情報様式



様式の統一

在宅療養実施計画書様式

	医療機関用											患者・家族用								
		 様	作成日	歳	年 男・	月 女	日						_ 様			年 男 · 女		∄	日	
在宅介護人	۱: <u></u>			_続 柄			_			在宅介護人	: .				続柄			-		
かかりつに	け医(主治医	.)		_ T E !	L		_		連系	各先 下記の医師:	コール	の基準	にあてに	よまる。	ようになっ	た場合や	、その [。]	他、状	∵況が	
副主治医 1 副主治医 2									悪化	とし連絡がタ	必要と	思われ	る場合に	ま下記道	重絡先の 1	に連絡し	、連絡	が取れ	ない	
~ 375 // 3 // 5	ナポート医			_					1	合や、そのか かかりつに	ナ医()	主治医						_	<i>ι</i> ν 。	
ケアーマネ	ネージャー名			TEI	L				3	副主治医 1 副主治医 2	<u>1</u>				T E L			-		
訪問看護事	 事業所名									○ ○ 病院 連携病院サ										
訪問介護事	事業所名									ケアーマネ	ミージ	ヤー名			T E L					
	ム・方針	. – –								訪問看護事	事業所	名	TEL		担当			1		
テ 疼	で自由記載(・ンプレート(・痛をできる)	例 だけ抑制 [・]	する	,						訪問介護事薬局名	事業 所	名	TEL		<u></u> 担当			_		
	瘡を悪化さ [.]									アウトカム	、方	針								
テキストで テ 呼	<u>しの基準</u> で自由記載(・ンプレート← ・びかけに応 ・吸をしてい	テンプレ 例 じない		引可)						テキストで テ 疼	で自由 ンプし 痛をで 瘡を思	記載(・ シート を できるた 悪化させ		する	·					
						ジャー入力		uyo Got		テキストで 7292∩₹	で自由 シプレ	記載(J	· 一 ト 使	!用可)					

かかりつけ医が入力

呼吸をしていない

様式の統一

在宅診療報告書様式 (連携カルテ)

	開始日	-			^様 _4 w_					<u>8 w</u>	様
日付	開始日	1 W	2 W	3 W	4 W	日付	5W	6W	7W	8W	9W
項目	月日	Я В	月日	月日	月日	項目	月日	月日	月日	月日	月日
問題点(特記事〕	項)					問題点(特記事		-			
(一般状能)記i	載者					(一般状能)記	載者				
P S						P S					
栄養状態						栄養状態					
<u>精神状態</u>						<u>精神状能</u>					
身体所見						身体所見					
<u>(投薬)記載者</u>						<u>(投薬)記載者</u>					
疼痛管理						<u>疼痛管理</u>					
麻薬						麻薬					
NSAIDS 他						NSAIDS 他					
補液						補液					
(検査)						(検査)					
(病状説明)						(病状説明)					
他						他					
(訪問看護)記憶	載者 【	I	Ī	I		/ / 訪問看護)記	載者				
<u>↑ ₩ 円 石 </u>	W.T.					(如四年建)。 食事	W. 'H				
食事 排泄 清拭 入浴	i		i			推泄					
<u>清拭</u>											
入浴						入浴					
精神 面						精神 面					
他						他					

				1		绿
	日件	0117	INW	<u> </u>	12.1	
夏田		₹ 92	月25日	1.6E	2 - 20 E	AH
問題点(特記	事項)	经D接收量		本BIVHIS	竞部Uma	THATELEN
		冰 马		注入ナンス)
	,	74 7.			PM刁時	<u> </u>
(一般状態)	为数据	4	· · · · ·	[]		
25	Date B			4	A A	1
· 美数状態		4		0	4	1
有神状態		Foor 正安·安全		Poor E3.42	Poor	H
		11/2	<u> </u>	4 47	1到60万元	1
身体所見		胜水、浮胺	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	腹水浮腹	1600 314	-
	• • •		<u>-</u>		PRICE!	1
					子必至海	
				L	#300ml	
(投薬) 記数	in the	连围	上田	-		
冬痛管理				庆(3)		1
麻薬	`	THE TUSATOS	-	+NSAIDS		1
NSAIDS .		A+2242(5)[· · · · ·	オキシコンチングリ		1
他		DFY=>37/63		13キソコン3丁を3		
		QE-77-1- 500R	C) L 211-176-1	02244 - 206	-	
補液			がかれて連	のアミノトソハブ 3 8501 オオケの州リルキ	f	
THE /DX.		ノボイバック	ノボンパンとのの単位	1570 1×1000 FE		\ /
	· -	Canto Kare	ヒューマリンドを単位	1571 1×1000 FE		
(+4-25-)		[LAHT-FE)	佐いけはートエリ	(ZVHJL fy)		\ \ /
(検査)		6年消下/	Carrier)	ナンプモへ		1 / /
				100m2/h /		1
					,	\
(病状説明)		9			. 1	l \/
			,			ı V
		NS上RR と IUIホーが発送		浮胜经人	BP118/12 P84	
他 .		THEY THEY		32-7212	17369	i /\
		医研究 (现场で)	但为主	FORT 100/8	_ /\
/SE-0000 100 1			· · · · ·	9=30~10=30		
(訪問若護) 食事	記載者		上田	上田		
排泄			7K50 KM UP	駒、ビーを破	·	
清拭	· ·		融 排 3/2 4	四点ペイルブろり		
入浴				(1501万)		
				Dane shift		
精神面			变:	建		- 1.
他			Ht 370 CKO	KT-26.6 P=72 R-16		
			あるがお焼せず			T.
			KT-373°C 7:80	工物的种种的角膜		
			BD=100/64 .	瘦用 845an		
			3742 - 98%	是那种用E7 古典	9	
				新华山路村村	A ST	
(訪問介助)	記載者					
						1
	-			· · · ·		
	-					
				· · · · ·		
				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		(

		*			様
34	13"	Z.K.	15.	2 :	:7 W.
項 3	5月41	4月7日	3 93 H	477	. 4月 6日
問事点(內 达項)		- 15 to 7 864	17 1 - Ha 0 10: 1	<-	
		37.1EF 1	的下	+	11-417
		经内域和2731	经付きけんとらい	,	外册
					and the second
(一般状態) 記載者		居田	<u> </u>	<u></u>	
PS		4	4		
栄養状態		Poor			
精神状態 身体所見		やせてた 腹部をいと	\(\)		
牙体所兄		HE SPECIAL		20前状3年で	
		14237		市民族陰影	
				入党.	-
10.0245.0000				1/12.	7
(投薬) 記載者	上田	蓬田	←	—	
疼痛管理			,		
麻薬				•	
NSAIDS					
他					
	のアミノトリバル 850人			主治医療图引	
補液	オオッカHV主ノボヘル・リンノロロの単位		—	小地方内之牙中	Ī
	ヒューマリン尺 14単位			の当番で、赤根梅花	·
	倒注ラシックス long		+	なご言である神	
(検査)	(エンア注入100~1/2)	ソルタフトンちのより		12012.	
:	本少于注入 100mg/A	(40 ml/h)	(40olh)	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	*****
		家族の5. 面冷	八色日114月2日	20时丘左80分	
(病状説明)		ナサフはしいと場が	A411 H 1612	はで下降にこれ	
	<u> </u>	الرحة	37373(4.8	レノとまでよろかなっ	
(sla		市民春色科科	是明	とてもしあり、	120A (Te.
他		森红人纪念小		福度へ直がり	ı
	9=30~ //=00	SC-EX	<u> </u>	1/6/2/(6/1)	
(訪問看護) 記載者					
食事	セリー・松小量摂取				
排泄	時2排5万)				
清拭	全境技				
入浴	10 400~ Pa 便貯留計				
精神面	黄調LTULFU(日日				
他	就 助湖村				
	KT-36.5°C P-808-12				
	BD: 108/58 5PO2 . 98%	1			
	瘦图 84.001				
	下半身考度体部分混			1	
	黄疸剂 腰部発示				81
(訪問介助) 記載者					
					11
				1	
1			1		

出所:中川彦人



効率よく共同作業ができる



Office Groove 2007

マイクロソフト オフィス グルーヴ 2007



部長

君にプロジェクト リーダーを任せるか ら、社外スタッフと コミュニケーション をとってしっかり進 行してくれたまえ!





ガンバリます!

パートナー企業 伊藤さん 武藤さん 頑張ろう!

出所:中川彦人

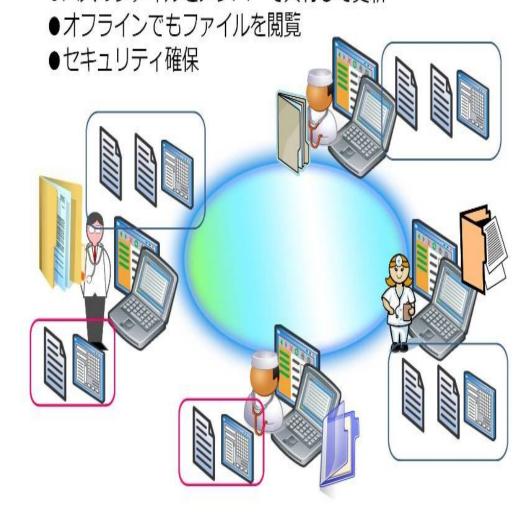
マイクロソフトGroove

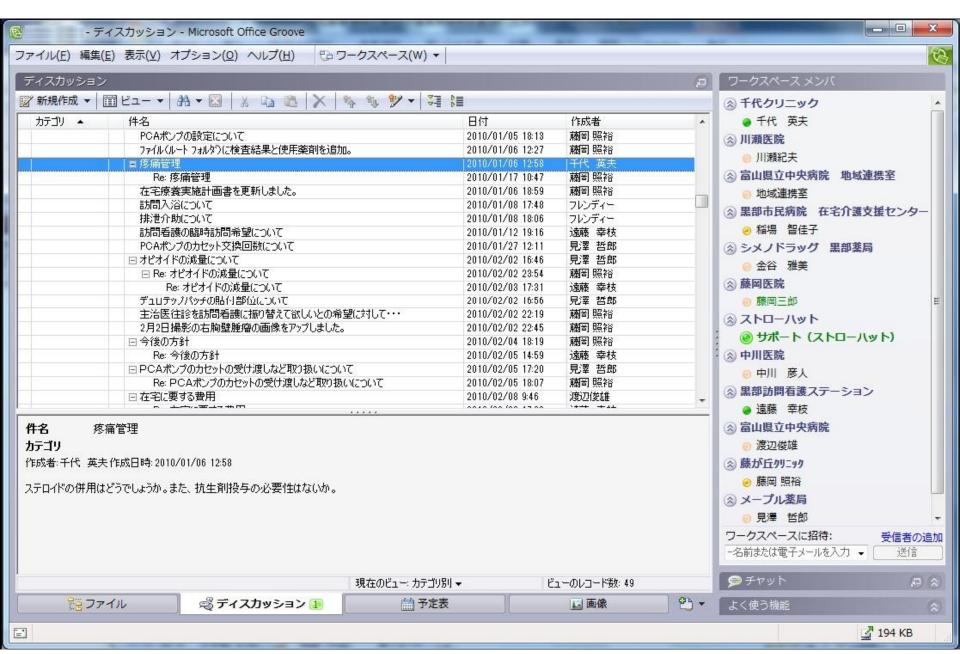
接続

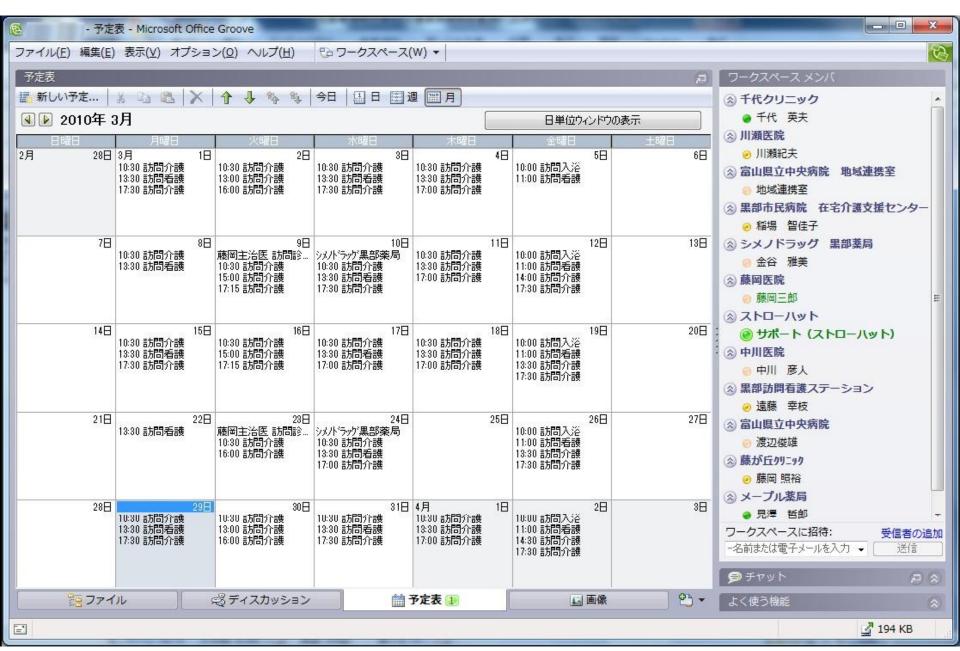
Office Groove 2007

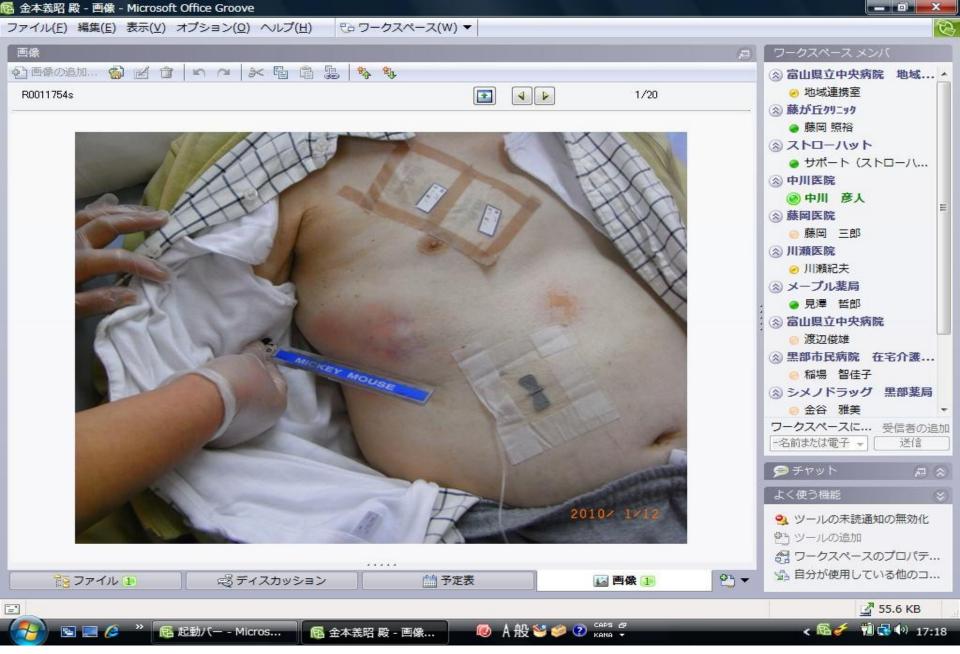


※ 今年バージョンアップしてSharePoint Workspace 2010 に商品名変更 ●パスのファイルをメンバーで共有して更新









出所:中川彦人

ICT化のメリット あんしん在宅ネットにいかわ

- 1. 患者さまの情報が迅速にかつ適確に 得られる。
- 2. 情報の種類が多く情報量も多い。
- 3.情報がきれいで読みやすい。
- 4. Faxなどの紙媒体に比べ管理しやすい
- 5. 自分が往診や訪問をしていない日で もリアルタイムの情報が得られる
- 6. 連携相手の状況や時間を気にせず情報伝達ができる。
- 7. 稀にしか対応しない副主治医でも適確に情報が得られる。
- 8. 訪問看護や訪問調剤薬局では、訪問前の準備がしやすい。
- 9. ディスカッション機能の利用で、疑問点の解決につながる。
- 10. チーム医療の最大の目的である多職種が同じ目的と意識を持って患者さまに向き合うことができる



あんしん在宅ネットにいかわ 患者さんが亡くなったあとの デスカンファレンスに発展



P4Pとは何か?

- Pay for Performance(P4P)プログラム
 - -米国で始まったヘルスケアサービス提供の 質に対する支払い方式
- 「高品質の仕事に対して個人がボーナスを得るのと同様、病院もまた高品質のヘルスケアに対してボーナスが支払われるべき(HHS長官トンプソン AP通信社 2003年7月)」
- 「質の向上に対する経済的なインセンテイブの欠如 が質のギャップを温存する結果になっている (MedPAC モダンヘルスケア 2003年6月)」

P4Pの定義とは?

- P4P(Pay for Performance)とは高質のヘルスケアサービスの提供に対して経済的インセンテイブを、EBMに基づいた基準を測定することで与える方法である。その目的は単に高質で効率的な医療にボーナスを与えることにとどまらず、高質のヘルスケアサービスへの改善プロセスを促すことにある。(Institute of Medicine 2006年)
- 主として米国・英国・カナダ・オーストラリアで導入が進んでいる
- ・ 最近では韓国、台湾でも導入された

そもそもヘルスケアの 質評価とは?

ナイチンゲールから始まった 医療の質評価

医療の質評価の歴史

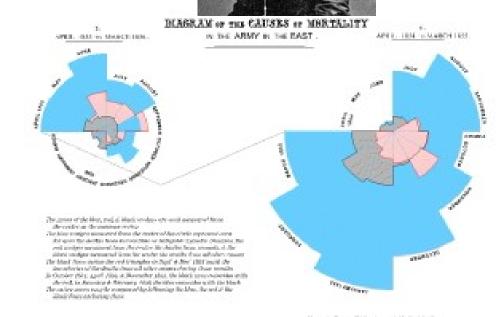
・ 医療の質評価(臨床指標)の歴史

- (1)1800年代末(Nightingale: 医療評価における臨床指標の開発)
 - クリミア戦争における病棟死亡率(臨床指標)の測定
- (2)1965年~(Donabedian: 医療評価モデル構築)
 - 構造、プロセス、アウトカム(臨床指標)
- (3)1975年~(Wennberg:Practice variation study)
 - ヘルスサービス・アウトカム研究の嚆矢
- (4)1985年~(患者立脚型アウトカム測定尺度の開発)
 - がんや循環器疾患における臨床QOL尺度の開発
- (5)1990年~(QOL研究の活発化)
 - QOL指標による研究の活発化

F. ナイチンゲールと臨床指標

- クリミア戦争(1853-56)
- トルコ側スクタリの英国陸軍病院
- 病棟死亡率を計測
 - 病棟死亡率が40%にも及ぶ
 - F. ナイチンゲールが統計分析と グラフを開発
- 病棟環境の改善
 - ナイチンゲール病棟
 - 医者はおしなべてナイチンゲールに敵対的
- ナイチンゲールとその看護団が 病院に入って6ヶ月後、病棟死 亡率は2%と改善

ナイチンゲールが開発した 円グラフ



A. ドナベデイアンと臨床指標

- ミシガン大学のアベデイス・ドナベデイアン
 - 医療評価の方法論の確立(1965年)
 - 医療はその構造、プロセス、アウトカムにより評価すべき
 - 構造:設備、人員、組織
 - プロセス:診療録に記載される診療過程
 - ・アウトカム:回復率、死亡率、再入院率、再手術率、院内感染率、 患者満足度
 - アウトカム評価としての臨床指標
 - アウトカム指標としての 臨床指標(1980年代後半)が注目を あつめる

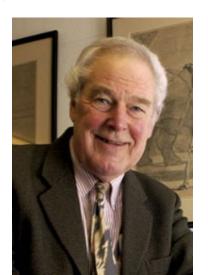


J. ウェンバーグの Practice variation study

- ダートマス大のJ.ウェンバーグ 「New England Journal」(1984年)の発表論文
 - メイン州を30の小地域に分け、それぞれの地域の間で入院の数、手術の数、 外科医数を人口との比率で比較した

結論

- 鼠径ヘルニア修復術の手術頻度は最大の地域と最小の地域でその差は1.7 倍しかなく、どの地域をとってもばらつきがなかった
- ところが、扁桃摘出術を見ると、最大の地域と最小の地域で14倍もの差があった(最大の地域では子供のほとんどが扁桃腺をとられているという状態)
- 人口当たりの外科医師数とある種の手術件数には相関がある
- ヘルスサービスアウトカム研究のさきがけ
- Practice Variation Study(医療サービスのばらつき研究) の先駆けとなる



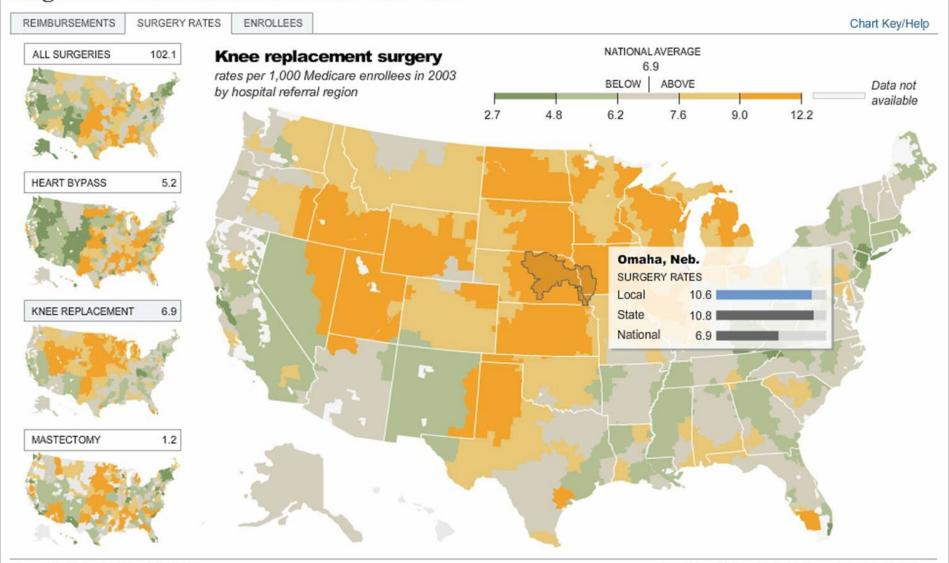
手術施行率のバラつき(米国)

JUNE 11, 2007

⊠ E-MAIL

FEEDBACK

Regional Differences in Costs and Care



臨床指標(アウトカム指標)の効果

- 診療内容の直接評価が可能
 - 患者属性、医源性との関連が明確
- 診療過程に直接介入が可能
- 反復収集が容易という点で実施可能性が高い
- 患者重症度補正をすれば施設間比較が可能
- 診療現場での管理ツール、教育ツール、コミュニケーションツールとして有用
- クリテイカルパスとの併用も可能
- 医療安全の指標としてリスクマネジメントへの応用 可能

P4Pとは質指標を計測して、 その成績の良いところに ボーナスを与えること

Pay for Performance

米国のP4Pプログラムの歴史

- 2001年
 - プライマリケアグループむけP4P保険プランでスタート
- 2004年
 - 3700病院が質パフォーマンス報告を開始
- 2005年
 - 病院P4Pプログラム試行(プレミア、ホスピタルコンペア―など)
 - 上位10%に対して2%割り増しDRG支払いボーナス
- 2008年
 - ナーシングホームP4P、在宅医療P4Pの試行事業
- 2009年
 - メデイケアでP4Pの一種であるVBP (Value Based Purchasing: 医療サービスの価値に基づく購入) がスタート

ナーシングホームP4P

Nursing Home

Quality Based Purchasing Demonstration

ナーシングホームP4P デモンストレーションプロジェクト

- 2008年から3年計画でCMS(Center for Medicare and Medicaid Services)が実施中
- ・メデイケア対象のナーシングホーム入居者に、質パフォーマンス指標を用いた支払い方式のデモンストレーションプログラムを実施
- 4~5州、100施設(半数はコントロール)で実施

質パフォーマンス指標

- 質パフォーマンス指標
 - スタッフィング 30ポイント
 - 不適切な入院 30ポイント
 - 質アウトカム(MDSアウトカム) 20ポイント
 - 施設基準サーベイ 20ポイント
- 質パフォーマンス指標の得点ポイントに応じた報酬
 - 上位20%の高得点群
 - 上位20%の改善群
- ケースミックス調整
 - RUGIIIを使用

質パフォーマンス指標

- スタッフィング
 - 正看護師数/延べ入居者数
 - 総看護時間(正看護師、准看護師、看護助手)/延べ入 居者数
 - 看護職の離職率
- ・ 不適切な入院
 - 心不全、電解質インバランス、呼吸不全、敗血症、尿路感染症における病院への入院率
 - ナーシングホームでの適切な管理により、上記の疾患は 入院を予防することができることより

質アウトカム指標 (MDSアウトカム指標)

• 長期入居者

- 日常生活動作に介助が必要な入居者割合の増加
- 入居者の居室への移動能力の悪化率
- 褥瘡を有するハイリスク入居者の率
- 膀胱留置カテーテル患者率
- 身体抑制患者率

• 短期入所者

- 日常生活機能のレベルが改善した入居者率
- 中等度障害者の日常生活動作の改善率
- 尿失禁の改善に失敗した患者の割合

訪問看護P4P

包括支払い方式(HHA/PPS) 訪問看護P4P



ニューヨーク訪問看護サービス (VNSNY) の事業規模とスタッフ

訪問看護サービス

- ケアの対象は、新生児から95歳以上の高齢者まで。自立、回復期リハビリ状態、要介護者、終末期まで。
- 毎日約31,000 人への訪問を、総勢12,330 人のスタッフが提供している
- 1年間でのべ11万人以上の患者に、220万件訪問(2005年実績)

スタッフ

• 看護師(2505人)、リハビリセラピスト(695人)、ソーシャルワーカ(594人)、ヘルパー(5777人)、栄養士(136人)、医師、心理療法士など

ICT

- 多職種チームをコーディネートするためにICT化が必須
- ICT 機器によって、文書整理・集計・サマリー作成作業など大幅に省力 化した。自社「ペンタブレット」を開発

VNSNYの訪問看護師さんたち



訪問看護サービスの質評価

VNSNYでは訪問看護サービスの 質評価に注力

訪問看護サービスの質評価と改善

- ・ ①プロセス測定
 - ケアマネジメントの文書化
 - 糖尿病ケア、創傷ケア、心不全ケア
 - ケア提供のモニター(14日ごとにケア手順遵守のモニター)
- ・ ②アウトカム(成果)測定
 - 急性期病院への入院率(1~3 日、同4~60 日、61~120 日ごとに測定)
 - 日常生活動作の改善率(入浴・清潔、移動、歩行、経口による服薬)

入院率の改善の例

- 在宅ケアの患者のうち、急性期病院に入院した率は、全国では28%のところ、NY は44%とかなり高かった
- 目標設定は「在宅ケア患者の入院率を5%下げる」(これでメディケア15 億ドル節約の見込み)
- 退院後14日以内の再入院が多い
- これまで患者(家族)、病院、開業医、在宅ケア機関の4者の方向性がばらばらなためにうまくいかないので、退院後14日間、この4者を結びつける活動を、ナースプラクティショナーがナースと連携して実施。
- 具体的には、確実に服薬できるような調整、2週間以内に医師の診察、 リスクアセスメントをして結果によって訪問間隔を早めていくことや、遠隔 医療(テレヘルス)でバイタル管理を密に行うことを実施
- これらの活動によってVNSNYは目標の「在宅ケア患者の入院率を5%下げる」ことに成功。

米国の訪問看護サービスの診療報酬支払い方式

HHA/PPS(訪問看護包括払い) 訪問看護P4P

HHA/PPS (Home Health Agancy/Prospective Payment System) 訪問看護包括支払い

- 包括期間
 - 60日を1期間として包括支払いを行う
- 診断群
 - 22の診断群と12のその他診断群から診断群を選ぶ
- 3種類レベル
 - 臨床的重症度レベル(3段階)
 - 機能障害度レベル(3段階)
 - 訪問頻度(60日以内に14回以内、14回以上)
- ・ 153のケースミックス
 - 診断群とレベルの組み合わせで153の包括支払いグループを 設定

22診断群

- ・ 1 全盲と視力障害
- · 2 血液疾患
- 3 がんと一部の良性腫瘍
- 4 糖尿病
- 5 嚥下障害
- 6 歩行障害
- 7 消化器疾患
- 8 心疾患
- ・ 9 高血圧
- 10 神経系疾患1
 - 中枢神経障害と麻痺
- · 11 神経系疾患2
 - 末梢神経障害
- 12 神経疾患3
 - 脳卒中
- 13 神経疾患4
 - 多発性硬化症(MS)

- 14 整形疾患1
 - 下肢障害
- ・ 15 整形疾患2
 - その他整形疾患
- 16 精神疾患1
 - 躁病、うつ病
- ・ 17 精神疾患2
 - 変性疾患および器質精神疾患
- 18 呼吸器疾患
- 19 皮膚疾患1
 - 外傷、火傷、術後合併症
- ・ 20 皮膚疾患2
 - 皮膚潰瘍、その他皮膚病変
- 21 気管切開ケア
- 22 尿道瘻、膀胱瘻ケア

訪問看護P4P

訪問看護の質に応じた支払い方式

P4P: Pay for Performance

訪問看護P4P

- 2008年から2年計画のCMSデモンストレーションプロジェクトが始まった
- 7州(コネチカット、マサチューセッツ、イリノイ、アラバマ、ジョージア、テネシー、カリフォルニア)の在宅ケアエイジェンシー567箇所を対象
- オアシス質指標によるエイジェンシーのポイント・レイティング
- パフォーマンス指標の得点ポイントに応じた報酬
 - 上位20%の高得点群
 - 上位20%の改善群上位

訪問看護の質評価指標

- ・急性期病院への入院率
- 救急外来受診率
- ・入浴の改善
- ・ 移動の改善
- ・車椅子への移乗の改善
- 服薬コンプライアンスの改善
- ・ 手術創の改善

Sample measure: Hospitalization

Agency	Year 1	%ile	Baseline	Change		rank	%ile	
Α	16	100%	18	-2	-11%	TOP 20% performance (3)		
В	18	95% 유	15	3	20%			
C	18	90% 8	21	-3	-14%			
D	19	85% 😽	19	0	0%			
E	20	80%	20	0	0%	9	20%	
F	21	75%	25	-4	-16%	5	60%	
G	22	70%	29	-7	-24%	2	90%	
Н	23	65%	24	-1	-4%	8	30%	
1	24	60%	30	-6	-20%	3	80%	
J	25	55%	28	-3	-11%	7	40%	
K	27	50%	31	-4	-13%	6	50%	
L	29	45%	43	-14	-33%	1	100%	
M	30	40%	27	3	11%	10	10%	
N	31	35%	37	-6	-16%	4	70%	
0	32	30%	34	-2	-6%	DOTTOM 200/		
P	35	25%	32	3	9%			
Q	36	20%	40	-4	-10%	BOTTOM 30% performance (4)		
R	42	15% ≧	41	1	2%			
S	42	10%	50	-8	-16%			
T	43	5%	46	-3	-7%			

•(1) High performance winners: agencies with top 20% performance

•(2) High improvement winners:

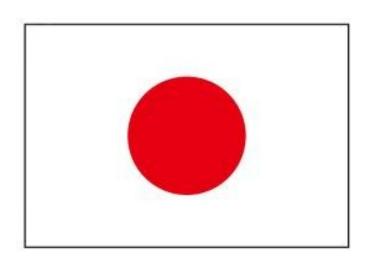
(Excludes:

- Agencies already in top 20% performers (3)
- Agencies in bottom
 30% performers) (4)

top 20% improvement

(no payment to agencies with no improvement)

パート7 日本版P4P



08年診療報酬改定 回復期リハビリテーション病棟に 対する質の評価の導入

回復期リハビリに対する 質評価導入の基本的な考え方

• 今後の急速な人口高齢化による脳卒中患者 の増加等に的確に対応するため、回復期リ ハビリテーション病棟の要件に、試行的に質 の評価に関する要素を導入し、居宅等への 復帰率や、重症患者の受入割合に着目した 評価を行うとともに、病棟におけるリハビリ テーションの実施状況を踏まえて、当該病棟 における医師の専従配置を緩和する。

回復期リハビリテーション 病棟入院料への質評価の導入

- 「回復期リハビリテーション病棟入院料」
 - -「入院料1」、「入院料2」
- 「入院料1」の算定要件に、以下の医療の質成果指標を導入
 - 日常生活自立度の尺度となる「日常生活機能評価」の点数が10点以上の<u>重症患者が、新規患者の15%以上</u>
 - 退院患者のうち、他の医療機関への転院等を除く<u>在宅な</u> どへの復帰割合が60%以上
 - 「重症患者回復病棟加算」(入院料1)(50点)の新設
 - 入院料1算定病棟で、重症患者の30%以上の日常生活機能が 退院時に3点以上改善した場合

【重症者回復加算】50点(1日につき)

- [算定要件]
 - <u>重症の患者の3割以上が退院時に日常生活機</u> 能が改善していること
- [施設基準]
 - 回復期リハビリテーション病棟入院料1の届出を 行っている病棟であること
- 入院時と退院時の日常生活機能の改善率に 着目した回復期リハP4P

日常生活機能評価

- ・ 回復期リハ病棟入院料1における重症患者とは
 - <u>重症患者とは入院時に10点以上の患者</u>
- 回復期リハ病棟入院料1における重症患者 回復加算の施設基準とは
 - <u>重症患者の30%以上が退院時に日常生活機能</u> <u>評価で3点以上改善</u>している

リハビリP4Pに対する意見

- 「世界的にP4Pの動きは見られるが、パフォーマンスの指標の中心はプロセス評価でありアウトカム評価は少数であり、アウトカム評価は難しいというのが趨勢である。」
- 「加えて、アウトカム評価は これまでわが国の診療報 酬支払いには無かった概 念である。ゆえに、あくまで も『試行的』に実施されるの であって『検証』をしっかり やることを確認したい」

08年2月1日の中医協 総会で、遠藤久夫委員 (医療経済学)



09年中医協特別調査の結果

• 特別調査

- 09年7月1日現在で回復期リハ入院料を算定していた全病院(1011病院)を対象 に実施し、501病院から回答を得た(有効回収率49.6%)
- 特別調査結果の速報
 - 在宅復帰率は全体で75.5%で70%を上回った
 - 回復期リハビリテーション病棟入院料の算定病棟からの退院患者の在宅復帰率
 - 全体で75.5%と、要件で求められている60%を15.5ポイント上回った。
 - 入院料1の在宅復帰率は、重症患者回復病棟加算を算定している場合が75.7%、同加算を算定していない場合が76.0%。
 - 入院料2では、4月以降に算定を開始した場合が73.3%、3月以前から算定を継続している場合が70.4%で、いずれも7割を超えた。
 - 重症患者割合も15%を上回った
 - 入院料2の算定病棟に新規入院した重症患者の割合は、昨年3月以前から算定を継続している病棟では16.5%で、質の評価が導入された4月以降に算定を開始した病棟の27.2%で、いずれも算定要件の15%を上回った。
 - 厚労省の見解
 - 「<u>質の評価導入後の方が重症度が軽ければ、軽症患者を選別していると想</u> 定されるが、そういう結果は出なかった」

2008年報酬改定 療養病棟における質の評価

褥瘡、ADL低下、尿路感染症、身体抑制 を記録することにインセンティブ

Pay for Reporting

療養病棟入院基本料を算定する病棟における 治療・ケアの質の評価の仕組み

- •療養病棟入院基本料を算定する療養病棟については、2008年度診療報酬改定より、「治療・ケアの内容の評価表」として、QI(Quality Indicator)を測定・評価し、病棟に備え付けることとなった
- ・治療・ケアに問題のある可能性の患者に対しては、「治療・ケアの確認リスト」に基づいて治療・ケアの内容を確認することが求められている。
- ・【治療・ケアの内容の評価表】

		① 該当患者数		③ 継続入院患者数	1 1 ÷ 3	1)÷(3)	
			2*			2÷3	
褥瘡	ADL区分1・2の患者に おける褥瘡						
	ADL区分3の患者に おける褥瘡						
ADLの低下(「支援のレベル」 の合計点が2点以上増加)							
尿路感染症							
身体抑制							

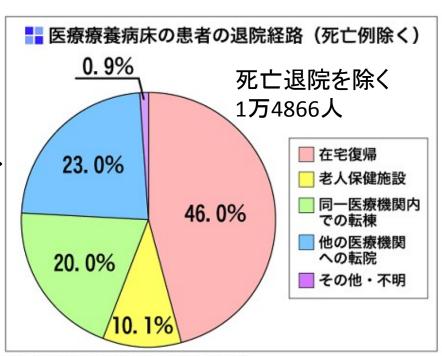
医療療養病床の質評価

- 日本慢性期医療協会(武久洋三会長)
 - 「2010年度診療報酬改定に係る要望書」
 - 在宅復帰率や医療区分の改善率に基づく評価の導入などを求めた
- 「重症病棟の在宅復帰率」
 - 医療区分2-3の患者が8割以上を占める「重症病棟」の在宅復帰率 が50%以上の場合には「医療療養病棟1」、50%未満の場合には「医 療療養病棟2」として評価するよう要望
- ・「医療区分の改善率」
 - 入院から3か月後の1か月平均医療区分が入院から1か月後の平均 医療区分より改善している患者の割合が60%以上の場合、「医療区 分改善加算」として、入院患者1日1人当たり20点を加算するよう求め た
- 療養病床P4P



医療療養病床の在宅復帰率は46% 一日本慢性期医療協会一

- 調査は09年12月11-15日、 日本慢性期医療協会の会員 833施設を対象に実施し、340 施設が回答。
- 09年4月から9月までの6か月間に医療療養病床を入退院した患者について調べた。
- さらに、医療区分2、3の患者が8割以上を占める病棟の在宅復帰率は45.1%、8割未満の病棟では46.4%だった。



グラフ 医療療養病床の患者の退院経路(死亡例除く) ※「在宅復帰」は自宅のほか、特別養護老人ホームへの入所なども含む。 (日本慢性期医療協会の資料を基に編集部作成)

平成22年度医療の質の評価・公表等推進事業(厚労省)

臨床指標を実測し公表する

平成22年度医療の質の評価・公表等 推進事業(厚労省)

- 医療の質の評価・公表等推進事業公募 (2010年6月)
 - 医療分野に関する「医療の質」の向上や情報公開を促進する目的で今年度から実施する「医療の質の評価・公表等推進事業」の参加団体を公募した
 - 10団体から申請があり、国立病院機構、全日本 病院協会、日本病院会の3団体が選ばれた。

平成23年度医療の質の評価・公表等 推進事業(厚労省)

- 社会福祉法人 恩賜財団済生会
- 全日本民主医療機関連合会
- 一般社団法人 日本慢性期医療協会

事業で実施すべき内容

• 事業内容

- 臨床指標を選定し、協力病院の臨床データを収集・分析し、臨床指標を用いた医療の質の評価・公表を行い、評価や公表に当たっての問題点の分析等行う
 - (1)臨床指標に係る情報を収集 · 分析する人材の確保
 - (2)臨床指標を用いた医療の質の評価を行うためのア.からウ.までに掲げる事項

臨床指標の選定と実測と公表

- 10以上の臨床指標を選定すること。なお、選定する指標は全て プロセス指標又はアウトカム指標とし、患者満足度に関する指標 以外のアウトカム指標を2以上含むこと。
- 評価した各協力病院の数値の公表。なお、公表にあたっては以下 の点に留意すること。
- ア. 評価したものについては逐次速やかに公表すること。
- イ. 各協力病院ごとに個別に公表するのではなく、団体事務局に おいてまとめて団体ホームページ等のインターネット上に掲載する こと。
- ウ.(2)ウ.で評価した指標のうち、少なくとも5以上の指標については、各協力病院ごとの数値を公表すること。また、特段の問題がない限り全ての指標についても各協力病院ごとの数値を公表すること。

臨床指標の公開と利用

- 結果公表の方法
 - グループ病院で比較結果を公表
 - ランキング公表
 - いよいよホスピタル・レイテイングの時代に入る
- 結果の公開と利用
 - 医療機能評価に利用
 - 医療監査に応用
 - 病院のパフォーマンス評価の一環として利用
 - 病院管理会計やバランススコアカードに応用
 - グループ病院の予算配分に応用
 - 病院ベンチマークに応用
 - ベストプラクテイスを示せる
 - 情報公開によって、より好い医療結果が何かがわかり、その結果に向けて医療の質が 収れんすることが期待
 - それぞれの病院がポジショニングを知り、改善への努力を行う
 - 診療報酬制度への応用
 - DPCにおける調整係数への応用
- 日本版P4Pへの応用

パート8 介護サービスの質と介護P4P



介護P4P

- 09年2月国際医療福祉大学主催の医療経営セミナーで厚生労働省の宮島俊彦 老健局長は、以下のように述べて注目を集めた
- 「介護サービスの質の評価 に当たって P4P (Pay for Performance) といった評価 を介護報酬に導入できない かという考えが上っている」



宮島俊彦前老健局長

介護P4P

- 介護サービスにおける質の成果(アウトカム) に応じて介護報酬を加算する仕組み
- ・09年介護報酬改定で以下が導入
 - ①在宅復帰支援可能加算
 - ②事業所評価加算

介護報酬上の質の評価の取り組み

在宅復帰支援機能加算(介護老人保健施設) 15単位/日、5単位/日

【2009年度改定での対応】

在宅への退所者の割合に応じた段階的な評価に見直しを行った。

在宅復帰支援機能加算 10単位/日 ⇒ ※在宅復帰率が50%以上

- 在宅復帰支援機能加算(I) 15単位/日※在宅復帰率が50%以上
- ・ <u>在宅復帰支援機能加算(Ⅱ)</u> <u>5単位/日</u>
 ※在宅復帰率が30%以上

事業所評価加算(介護予防通所リハ・介護予防通所介護) 100単位/月

【2009年度改定での対応】

事業者の目標達成に向けたインセンティブを高め、利用者により適切なサービスを提供する観点から、要支援状態の維持をより高く評価する方向で算定要件の見直しを行った。

要支援度の維持者数

- +1ランク改善者数×5
- +2ランク改善者数×10

>0.7

運動機能向上サービス、栄養改善サービスまたは口腔機能向上サービスを利用後に更新・変更認定を受けた者の数

運動機能向上サービス、栄養改善サービスまたは口腔機能向上サービスを利用後に更新・変更認定を受けた者の数

要支援度の維持者数

+改善者数×2

介護サービスの質評価 検討委員会

介護サービスの質を評価し 介護報酬に反映させる

「介護サービスの質の評価の在り方に係る検討 に向けた事業」検討委員会

- 小坂健 東北大学大学院歯科研究科国際歯科保健分野 教授
- 河口洋行 国際医療福祉大学大学院医療経営管理分野 准教授
- 近藤克則 日本福祉大学大学院 医療・福祉マネジメント研究科 科長
- 田中 慶応義塾大学大学院経営管理研究科 教授
- 筒井孝子 国立保健医療科学院福祉サービス部福祉マネジメント室 室 長
- 栃本一三郎 常置大学総合人間科学部社会福祉学科 教授
- 藤井賢一郎 日本社会事業大学専門職大学院ビジネスマネジメントコース 准教授
- 掘田聰子 東京大学社会科学研究所 特任准教授
- O 武藤正樹 国際医療福祉総合研究所所長

介護サービスの質評価検討委員会

- 介護サービスの質の評価の在り方を検討
 - 現行の質評価の取り組み
 - 要介護度認定データ
 - 都道府県の介護サービスの情報公表制度
 - 指定地域密着型サービスの自己評価・外部評価
 - 福祉サービスの第三者評価事業(都道府県が認証)
 - 諸外国の取り組み
- 介護サービスの質の評価の目的、方法等
 - 目的は介護保険の理念の実現
 - 質の評価の階層図の作成
 - 質の評価の階層図に基づく評価項目をドナベデイアン・モデル (構造、過程、結果)で整理して例示

介護サービスの質の評価の階層図(基本的なイメージ)

介護保険の 理念

誰にとっての質の 評価か明確にする (メリットを受ける当 事者の明確化)

事業所が達成 すべき具体的な目標

利用者

従事者

地域

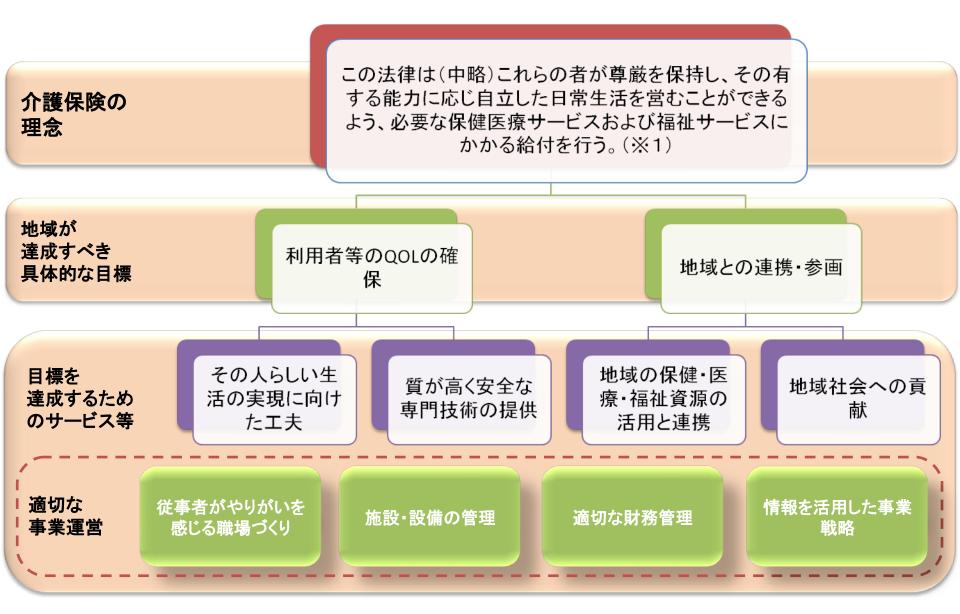
- 利用者のQOLの確保
- 地域との連携・参画

介護サービ スの多面性 に配慮

> 目標を達成するための サービス等

- 質の高く安全な専門技 術の提供
- その人らしい生活の実 現に向けた工夫
- 保健・医療・福祉資源 の活用と連携 ₁₅₉等…

介護サービスの質の評価の階層図(詳細なイメージ)



注)必ずしもサービスの全側面を事業所単位で提供することを求めるものではなく、事業所規模に応じて、事業者全体で取り組むことが必要である。

「質が高く安全かつ専門的技術の提供」 指標の例示

- 過程(プロセス)指標
 - 専門的な認知症ケアの 提供
 - 専門的なターミナルケア の提供
 - 感染症や食中毒の予防
 - 良質な介護技術の提供

- 結果(アウトカム)指標
 - 栄養・食事摂取の状況
 - 排泄の状況
 - 認知症高齢者の日常生活自立度の変化
 - 一障害高齢者の日常生活 自立度の変化
 - 要介護度の変化
 - 褥瘡の発生
 - 転倒の発生
 - 身体抑制の実施

平成22年度調査

- ・ 平成21年度調査を受けて、介護サービスの 質指標について施設調査を行う。
- ストラクチャー、プロセス、アウトカムについて 指標化し、現状の実態を調査
- アウトカム指標については時間経過を追って 状態変化をとらえる
 - 要介護度、日常生活自立度、食事摂取、排泄、 褥瘡、転倒、身体拘束等
- 老健1200箇所、特養2000箇所調査

介護サービスの質の評価に関する 調査研究事業

- 調査時期
- 調査方法
- 回答
 - 老人保健施設 444施設(回収率37.0%)
 - 特別養護老人ホーム 792施設(回収率39.6%)

アウトカム指標を報酬評価の対象とすることに ついての意向(老人保健施設)

要介護度が改善した者の割合 (n=444)

障害高齢者の日常生活自立度が改善した者の割合 (n=444)

認知症高齢者の日常生活自立度が改善した者の割合 (n=444)

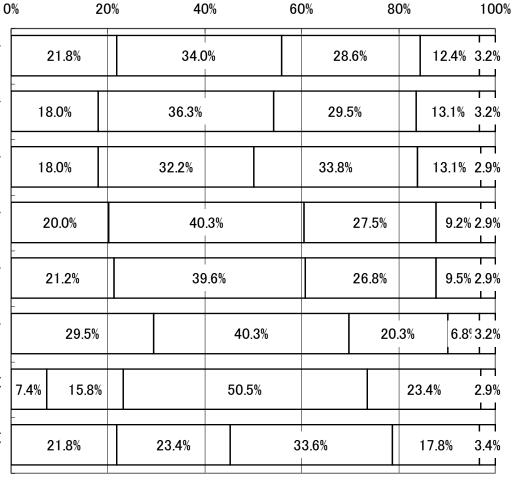
> より自立した食事摂取が可能となった者の割合 (n=444)

> > より自立した排泄が可能となった者の割合 (n=444)

> > > 褥瘡の重症度が改善した者の割合 (n=444)

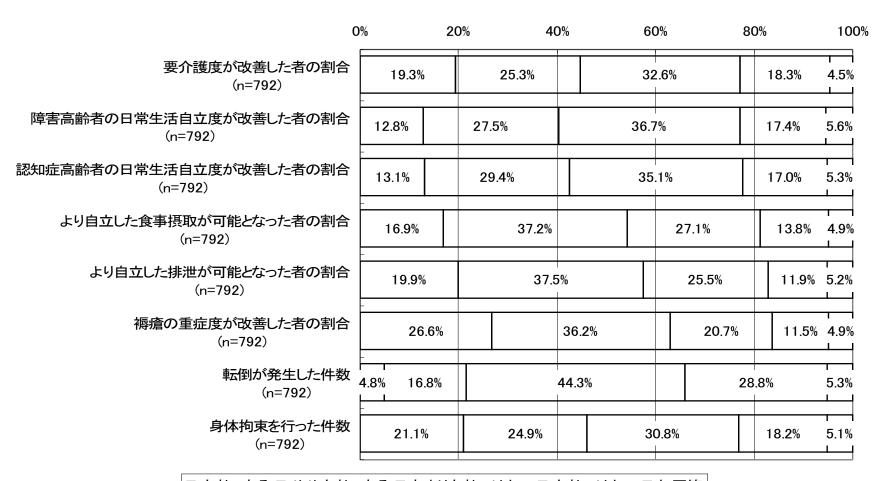
> > > > 転倒が発生した件数 (n=444)

身体拘束を行った件数 (n=444)



[□] 有効である □ やや有効である □ あまり有効ではない □ 有効ではない □ 無回答

アウトカム指標を報酬評価の対象とすることについての意向(特別養護老人ホーム)



[□] 有効である □ やや有効である □ あまり有効ではない □ 有効ではない □ 無回答

入所者のアウトカム指標調査

 老健は3ヶ月及び5ヶ月間、特養では5ヶ月間 のインターバルを置いて同一利用者の状況 変化を把握した。

		老	特養				
アウトカム指標	3ヶ.	月後	5ヶ)	月後	5ヶ月後		
	改善	悪化	改善	悪化	改善	悪化	
	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	
要介護度	2.9	4.1	3.8	6.0	2.8	6.1	
認知症高齢者の日常生活自立度	3.6	6.6	3.9	8.1	4.5	8.2	
障害高齢者の日常生活自立度	3.1	4.7	2.9	5.7	3.3	7.5	
内服薬の種類数	7.4	5.6	10.9	6.4	8.9	7.1	
医療的ケアの種類数	2.6	19.2	3.1	19.1	2.9	22.9	
えん下	4.3	6.2	5.9	7.3	5.7	10.6	
食事摂取	7.0	8.3	9.4	10.4	7.9	12.7	
排尿	7.6	7.6	10.6	9.8	6.4	8.5	
排便	7.4	7.6	10.6	9.8	6.5	8.3	
褥瘡	2.0	2.0	2.2	2.1	2.2	3.0	
転倒の発生回数	6.0	5.2	6.4	5.2	3.5	4.7	
身体抑制の発生回数	1.0	0.9	1.1	0.9	0.8	0.8	

アウトカム指標のマルチレベル分析結果

		要介記変	護度の 化			者 障害高齢者の 自 日常生活自立 皮の変化				食事摂取の 変化		排尿の変化		排便の変化		褥瘡の変化	
		老健	特養	老健	特養	老健	特養	老健	特養	老健	特養	老健	特養	老健	特養	老健	特養
	性別	×	×	**	**	**	*	×	**	**	×	**	×	**	×	×	×
個人要因	年齢	×	×	**	**	**	**	×	**	×	**	×	×	×	×	×	×
	調査時の要介護度	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	×	×
	調査時の認知症高齢者の日常生活自立度	×	**	**	**	*	**	**	×	**	**	×	×	×	×	×	×
	調査時の障害高齢者の日常生活自立度	×	×	**	**	**	**	×	**	×	**	×	**	×	**	×	×
	調査時の疾患数	*	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	調査時の内服薬数	*	×	**	×	**	×	*	×	**	**	**	×	**	×	×	×
	調査時の医療行為数	×	×	**	**	**	**	**	**	**	×	**	×	**	×	×	×
	調査時のえん下の状況	×	×	×	**	**	**	**	**	**	**	×	×	×	*	×	*
	調査時の食事の状況	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	×	**	×	**	*
	調査時の排尿の状況	**	**	×	×	**	**	×	×	*	×	**	**	**	**	×	×
	調査時の排便の状況	*	**	×	×	*	×	×	×	×	×	**	**	**	**	×	×
	調査時の褥瘡の状況	×	*	**	**	**	**	×	×	*	×	×	**	×	**	**	**
	定員数	×	×	×	×	×	×	×	*	×	×	×	×	×	×	×	×
	ユニットケア	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	医療機関併設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	定員100あたり医療職数	×	×	×	×	×	×	*	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	定員100あたり介護職数	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	平均在所日数	×	×	**	×	**	*	**	×	**	×	**	×	**	×	×	×
	1年以内の介護職の退職者割合	×	×	×	×	×	×	×	**	×	×	×	*	×	*	×	×
	口腔機能維持管理加算 <老健のみ>	×		×		×		×		×		×		×		×	
+/-	認知症専門ケア加算 <老健のみ>	×		×		×		×		×		×		×		×	
施	日常生活継続支援加算 <特養のみ>		×		×		×		×		×		×		*		×
設	看護体制加算 <特養のみ>		×		×		×		×		×		×		×		×
要因		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	*	×
	常勤専従医師配置加算 <特養のみ>		×		×		×		×		×		×		×		×
	サービス提供体制強化加算	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	*	×	*	×	×
	在宅復帰支援機能加算	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	個室割合	×	×	×	×	×	×	*	×	*	×	×	×	×	×	×	×
	扉付きトイレのある部屋の割合	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	1人あたり研修回数	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	ケアカンファレンスの回数	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	利用者満足度調査	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	職員満足度調査	×	×	**	×	*	×	×	×	×	×	×	×	×	×	*	×

調査結果の概要

- 今回の介護施設調査では調査期間が短期であった こともあり、要介護度の顕著な変化は認められなかった。
- マルチレベル分析により要介護度の変化は介護施設サービスの差より、利用者の特性に大きく依存していた。
- ・しかし、施設サービスのうち平均在所日数は介護サービスの質とある程度の関係性が認められた。
- 介護サービスの質のアウトカム評価にはさらなる検 討が必要。

通所ケアサービスにおける質評価

介護サービスの質の評価に関する利用実態等を踏ま えた介護報酬モデルに関する調査研究事業

老人保健事業推進費等補助金(平成23年度)

調査対象

- 調査時期
 - 2011年7月
- ・ 通所リハ事業所
 - 2000件、回答1031件(回答率51.6%)
 - 22、295人(平均年齢 80.1歳)
 - 平均利用期間 49.6月
 - 平均介護度 2.3

• 通所介護事業所

- 1000件、回答400件(回 答率40%)
- 7、568人(平均年齢84.1 歳)
- 平均利用期間 48月
- 平均介護度 2.3

結論の概要

- 通所リハ事業所ごとにおける利用者の1年間の平均 要介護度の変化はばらつきがみられた。
- 平均介護度が悪化している事業所と改善している 事業所間では、リハ提供状況やリハ専門職の配置 状況では差は大きくはなかった。
- ・ 平均介護度が悪化している事業所と改善している 事業所を比べると、悪化している事業所は要介護度 、医療必要度、年齢ともに高い傾向があった。
- したがって通所リハ事業所のアウトカムの差は、事業所間のサービスの質の差よりも利用者個人の特性に依存していて、要介護度の変化をアウトカム指標としてとらえることには慎重であるべきと考えられた

今後の課題

- 要介護度の変化以外のアウトカム指標を探索すべき。
- 通所ケアで提供されているサービス内容についてのさらなる調査分析が必要。
- ・以上を通じて、通所リハにおけるサービスの 質評価する方法の開発と、介護報酬における評価についても検討すべき。

介護P4Pへの課題

- 要介護度や日常生活動作の改善を直接アウトカムとするには、複雑な要因が係わっているので一律な評価は困難
- こうしたアウトカムに影響を与えるプロセス指標としての食事摂取、排泄などを評価することについては検討する価値あり
- ・ 褥瘡、転倒率、抑制率等については課題を残した。
- いずれにせよさらなるデータ収集が必要
- 要介護認定と介護レセプトの個票レベルで結合 したデータベースが必要ではないか?

質の評価システムの検討に 当たっての留意点

- 利用者や事業者に理解され、受け入れられる評価であること
- ・ 質の評価の費用負担について
 - 質評価のためのデータ収集コスト、外部評価を実施する 時の費用負担
- PDCAサイクルによる継続的な質改善プロセスの必要性
- P4P \(\frac{1}{2} \) P4R
 - P4Pの全段としてまず質レポートを報告することにインセンティブを与えるP4R(Pay for Reporting)が必要ではないか?

質の評価システムの検討に 当たっての留意点

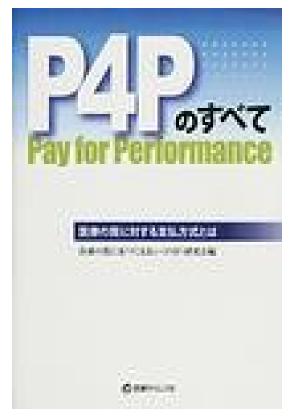
- 金銭的インセンテイブ以外の質向上の誘導 策について
 - 情報公開、表彰制度、質改善につなげる技術支援等
- ・ 地域包括ケアにおける評価の視点
 - 今回の評価は施設サービス評価、通所ケアサービスを行ったが、いずれは地域包括ケアシステム全体の中での包括的評価が必要。

まとめ

- -21世紀はヘルスケアの質評価と説明責任の時代
- •ヘルスケアの質評価に注目しよう
- 質の高いヘルスケアサービスに経済的インセンテイブを
- ・ヘルスケアの質に基づく支払い方式(P4P)に着目しよう
- ・通所ケアも質を問われる時代、社会に向かってその質を 説明する責任の時代

P4P研究会編「P4Pのすべて」

- P4P研究会編
 医療タイムス社版
 2007年12月発行ページ
 229PサイズA5ソフトカバー
 2,940円
- P4Pは医療をどのように変えるか
- 病院経営の視点から見たP4P
- 看護とP4P
- ・・日本版P4Pへの期待と不安
- ・ 英米のp4P臨床指標(資料編)



P4P研究会編(武藤ら)

医療が変わるto2020

- 武藤正樹著
- 医学通信社 5月発売
- A5判 320頁、2400 円
- DPC/PDPS, 地域連携, P4P, 臨床指標, RBRVS, スキルミクス, etc
- ・ 5月下旬発刊です!



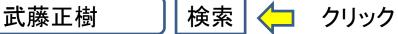


ご清聴ありがとうございました



国際医療福祉大学クリニックhttp://www.iuhw.ac.jp/clinic/ で月・木外来をしております。患者さんをご紹介ください

本日の講演資料は武藤正樹のウェブサイ トに公開しております。ご覧ください。



ご質問お問い合わせは以下のメールアドレスで

gt2m-mtu@asahi-net.or.jp